

官報

号外 昭和二十六年三月二十一日

○第十回衆議院會議録第二十二号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)

議事日程 第二十一号

午後一時開議

第一 農業委員会法案(内閣提出)

第二 農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

第三 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案(内閣提出)

第五 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

本日(の)の會議に付した事件

公正取引委員会委員任命につき同意の件

内閣からの申出にかかる、地方税法の一部を改正する法律案中修正の件

日程第一 農業委員会法案(内閣提出)

日程第二 農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

日程第三 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案(内閣提出)

日程第五 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

公正取引委員会委員任命につき同意の件

内閣からの申出にかかる、地方税法の一部を改正する法律案中修正の件

日程第一 農業委員会法案(内閣提出)

日程第二 農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

日程第三 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案(内閣提出)

日程第五 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

本日(の)の會議に付した事件

公正取引委員会委員任命につき同意の件

内閣からの申出にかかる、地方税法の一部を改正する法律案中修正の件

日程第一 農業委員会法案(内閣提出)

日程第二 農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

明治二十五年三月三十一日 第三編 郵便物 第三号

午後一時三十七分開議

○議長(林謙治君) これより會議を開きます。

○議長(林謙治君) お話りいたしました。内閣から、公正取引委員会委員島本融君が退職したので、その後任として北澤新次郎君を、また同委員倉井敏磨君が退職したので、その後任として湯地謙二郎君をそれぞれ任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

○議長(林謙治君) 内閣から、地方税法の一部を改正する法律案中修正したことの申出があります。この申出を承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて承諾するに決しました。

第一 農業委員会法案(内閣提出)
第二 農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

○議長(林謙治君) 日程第一、農業委員会法案、日程第二、農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

農業委員会法案
農業委員会法
目次
第一章 総則(第一條—第四條)
第二章 市町村農業委員会(第五條—第二十二條)
第三章 都道府県農業委員会(第二十三條—第三十七條)
第四章 會議(第三十八條—第四十五條)
第五章 雜則(第四十六條—第五十三條)

附則
第一章 總則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄與するため、都道府県及び市町村に農民の代表機關として農業委員会を設け、その所掌事務の範圍及び組織を定めることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。
2 この法律において「自作地」とは、耕作の業務を営む者が所有権に基きその業務の目的に供している農地をいい、「小作地」とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基きその業務の目的に供している農地をいう。
3 前項の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者が有する同項に掲げる権利及び耕作の業務を営む者の親族又はその配偶者で左に掲げる事由によりその者と同居しなくなつたものが有する同項に掲げる権利は、耕作の業務を営む者が有するものとみなす。

一 疾病
二 就学
三 選挙による公務就任その他の事由で市町村農業委員会が都道府県農業委員会の承認を受けてやむを得ないと認定したもの
4 小作地以外の農地で、その所有者並びにその同居の親族及びその配偶者以外の者が耕作の業務の目的に供しているものは、この法律の適用については、小作地とみなす。

三〇五

(設置)

第三條 市町村(その区域内に農地のない市町村を除く。)に市町村農業委員会を、都道府県に都道府県農業委員会を置く。

2 その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受け、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に市町村農業委員会を置くことができる。

3 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に市町村農業委員会を置かないことができる。この場合には、市町村農業委員会の所掌に属する事項は、市町村長が行う。

4 都道府県知事は、第二項又は前項の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、第三項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならぬ。

(経費の負担)

第四條 国は、毎年度予算の範囲内で市町村農業委員会及び都道府県農業委員会に要する経費(市町村農業委員会代表者会議に要する経費を含む。)を負担する。但し、当事者の申出により市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が農地等の利用関係について行うあつて要する経費は、市町村又は都道府県の負担とする。

第二章 市町村農業委員会(組織)

第五條 市町村農業委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。(会長)

第六條 市町村農業委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長は、非常勤とする。

5 会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

6 市町村農業委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。(所掌事務)

第七條 市町村農業委員会は、当該

市町村の区域(第三條第二項の規定により置かれた委員会にあつてはその委員会の区域。以下同じ。)内の土地、物件又は権利に関し、左に掲げる事項を処理する。

一 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)その他の法令によりその権限に属させた自作農の創設及び維持に関する事項

二 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)、小作調停法(大正十三年法律第十八号)その他の法令によりその権限に属させた農地、採草地、放牧地又は薪炭林(以下「農地等」という。)の利用関係の調整に関する事項

三 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)その他の法令によりその権限に属させた農地の交換分台及びこれに附随する事項

2 市町村農業委員会は、左に掲げる事項を処理することができる。

一 農地等の利用関係についてのあつて旋及び争議の防止に関する事項

二 農地等の交換分台のあつて旋その他の農地事情の改善に関する事項

農林大臣が都府県別に定める面積をこえない者

二 耕作の業務を営む者で前号に該当しないもの

2 前項第一号(ロ)に規定する都道府県別の面積は、その平均面積がおおむね一町歩となるように定めなければならない。

3 都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、農林大臣の承認を受け、当該都道府県の区域を二以上の区域に分けて、その区域ごとに第一項第一号(ロ)の都道府県別の面積に代るべき面積を定めることができる。この場合において、その区域別の面積は、その平均面積がおおむね同号(ロ)の当該都道府県別の面積となるように定めなければならない。

4 第一項各号の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者の所有する農地及び耕作の業務を営む者の親族又はその配偶者で第二條第三項各号に掲げる事由によりその者と同居しなくなつたものの所有する農地は、当該耕作の業務を営む者の所有する農地とみなし、第一項各号の一に該当する者の同居の親族又はその配偶者は、その号に該当する者とみなす。

5 第一項各号の規定の適用については、農地の面積は、土地台帳に登

載し、又は市町村長の諮問に依りて答申することができる。

第十一條第一項第三号	法律	農業委員会法
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域	
第十八條第一項		市町村農業委員会の区域
第十八條第三項	市又は町村の区域	
第十九條第二項	前項	農業委員会法第十二條第一項
第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五條第二項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五條第二項	次年の十二月十九日	次年度の三月四日
第三十四條第二項但書	その定数の三分の一	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつてはその定数のそれぞれ二分の一、同法第九條第一項の選挙にあつてはその定数の二分の一
第三十四條第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第十大條の解任の効力
第六十二條第二項（第七十六條において適用する場合を含む。）	十人	五人
第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分に属する委員の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの、同法第九條第一項の選挙にあつては委員の候補者でない者
	第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）	農業委員会法第十條第三項若しくは第四項若しくは国家公務員法第二百二條第二項

第八十六條第三項	その選挙における議員又は委員の定数	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては同項各号の区分ごとの委員の定数、同法第九條第一項の選挙にあつては委員の定数
第九十五條第一項第四号	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）	
第一百條第一項	その選挙における議員若しくは委員の定数	
第九十條	前條	
第九十一條	第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）又は第八十九條（公務員の立候補制限）	
第九十五條第一項本文	各選挙	農業委員会法第十條第三項若しくは第四項又は国家公務員法第二百二條第二項
第一百十條第一項	当該選挙	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつてはその選挙の各区分、同法第九條第一項の選挙にあつてはその選挙
第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第二項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあつたとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあつたとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあつたとき
第一百十二條第一項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかつた者があつたとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定	

第百零一條第一項第三号	第六分の一	定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	投票は、行わない。
第百零一條第一項第五号	五分の二	投票（農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分の投票）は、行わない。	投票（農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分の投票）は、行わない。
第百零一條第二項第二号		当該市町村農業委員会における他の区分の委員の選挙	当該市町村農業委員会における他の区分の委員の選挙
第百零三條第二項第四号		地方公共団体の他の選挙	地方公共団体の他の選挙
第百零一條第一項第二号		地方公共団体の議会の議長	地方公共団体の議会の議長
第百一十條第三項		議会の議長	議会の議長
第百一十條第二項		市町村農業委員会の会長	市町村農業委員会の会長
第百一十條第一項		農業委員会法第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分ごと	農業委員会法第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分ごと
第百一十條第三項		同法第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつてはその委員の欠員の数が、それぞれ	同法第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつてはその委員の欠員の数が、それぞれ
第百一十條第一項本文		その議員の欠員の数が	その議員の欠員の数が
第百一十五條第一項第三号		同一の地方公共団体	同一の地方公共団体
第百一十六條		議員又は当選人	議員又は当選人

(選任による委員)
第十四條 市町村長は、第八條第一項又は第九條第一項の規定により選挙された委員の外、市町村農業委員会の所掌に属する事項について

て学識経験を有する者を、五人を限り、委員として選任することができる。
2 市町村長は、第八條第一項各号の区分に属する選挙された委員の

それぞれ過半数（第九條第一項の選挙による委員会にあつては、選挙された委員の過半数）が推薦した者についてでなければ、前項の選任をすることができない。

第百三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	町村農業委員会にあつては委員又は当選人が、それぞれ掲げる者
第百六十一條第二項	必要な設備をしなければならぬ	その使用を許可しなければならぬ
第百四十一條第二号	第百三十五條	農業委員会法第十三條において適用する第百三十五條
第百五十一條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）	農業委員会法第十三條において適用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）
第百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十四條（選挙事務所、休憩所等の制限違反）、第二百四十二條（選挙事務所設置の届出違反）、第二百四十四條（選挙運動に関する各種制限違反、その二）及び第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）の罪を除く。）	第十六章（農業委員会法その他の法律において適用する場合を含む。）に掲げる罪
第百七十二條第二項	この法律の実施	市町村農業委員会の委員の選挙

(委員の失職)
第十五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七條第一項、第三項及び第四項（被選挙権を有しない議員の失職）並びに

に第百二十八條（失職の時期）の規定は、市町村農業委員会の委員について適用する。この場合において、同法第二百二十七條第一項中「公職選挙法第十一條又は同法第

二百五十二條」とあるのは「農業委員会法第十三條において準用する公職選挙法第十一條第一項又は第二百五十二條」と、第三項中「第七百十七條」とあるのは「農業委員会法第四十一條」と読み替へるものとす。

(委員の解任の請求)

第十六條 市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その者の属する第八條第一項各号の区分に属し市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同項の規定により選挙された市町村農業委員会の委員で当該区分に属するもの全員の解任(第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては、選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同條の規定により選挙された市町村農業委員会の委員の全員の解任)を市町村の選挙管理委員会に請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、市町村の選挙管理委員会、選挙権なくその旨を告示するとともに、都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長にこれを通告しなければならない。

3 前項の告示があつたときは、第一項の請求に係る委員は、当該告示の日その職を失ふ。

4 第一項の規定による委員の解任の請求は、これらの委員の一般選挙の日から六箇月間は、することができない。但し、当該区分に属する委員の全員(第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては委員の全員)が第十三條において準用する公職選挙法第百條第四項の規定により当選人となつた者であるときは、この限りでない。

5 第一項の二分の一の数は、第十二條第一項の規定により調製された選挙人名簿確定の期日においてこれに記載された者の二分の一とし、市町村の選挙管理委員会において選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

6 第一項の規定の適用については、同項の区分は、それぞれ同項に掲げる者の記載された選挙人名簿の区分による。

7 公職選挙法第四十二條第一項本文(選挙人名簿の登録と投票)の規定は、第一項の同意又は請求について、同法第二百二條第一項及び第三項(選挙の効力に関する異議の申立及び訴願)、第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百十三條から第二百十六條まで(争訟の処理等)、第二百十九條(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)並びに第二百二十條(選挙関係

訴訟についての通知及び判決書原本の送付)の規定は、第一項から第三項までの規定による解任の効力について準用する。この場合において、同法第二百二條第一項中「当該選挙の日」とあるのは「農業委員会法第十六條第二項の告示の日」と、第二百二十條第三項中「当該議会の議長」とあるのは「当該市町村農業委員会の会長」と読み替へるものとする。

(委員の任期)
第十七條 選挙による委員の任期は、二年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が市町村農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

3 選挙による委員は、前條の規定による解任及び第二十一條の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第十四條第一項の規定により選挙された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日

(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。

(委員の辞任)
第十八條 委員は、正当な事由があるときは、市町村農業委員会の同意を得て辞任することができる。

(選任委員の解任)
第十九條 市町村長は、第十四條第一項の規定により選任した委員について会長から解任すべき旨の請求があつたときは、その請求に係る委員を解任しなければならない。

2 会長は、前項の請求をするには、第八條第一項の選挙による委員会にあつては同項各号の区分に属する選挙された委員のそれぞれ過半数の同意、第九條第一項の選挙による委員会にあつては選挙された委員の過半数の同意を得なければならない。

(委員の報酬等)
第二十條 市町村は、市町村農業委員会の委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

(解散)
第二十一條 都道府県知事は、市町村農業委員会が第七條第一項第一号又は第二号に掲げる事項を処理するにつき法令の規定に違反して

いるときは、当該市町村農業委員

会の解散を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村農業委員会の解散を命ずるには、あらかじめ都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

(書記)
第二十二條 市町村農業委員会に書記を置く。

2 書記の定数は、條例で定める。

3 書記は、市町村農業委員会が任命する。

4 書記は、会長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

(組織)
第二十三條 都道府県農業委員会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長)
第二十四條 都道府県農業委員会の会長は、都道府県知事をもつて充てる。

2 第六條第三項及び地方自治法第百五十二條第一項(長の職務の代理)の規定は、都道府県農業委員会において準用する。

3 会長及び前項において準用する地方自治法第百五十二條第一項の規定により会長の職務を行う者が

共に欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第二十五條 都道府県農業委員会は、当該都道府県の区域内の土地、物件又は権利に關し、第七條

第一項に掲げる事項を處理する。

2 都道府県農業委員会は、第七條

第二項に掲げる事項を處理することができる。

3 都道府県農業委員会は、左に掲

げる事項について都道府県知事に建議し、又は都道府県知事の諮問に應じて答申することができる。

一 第七條第三項各号に掲げる事項に係る総合計画の樹立及び実施に關する事項

二 市町村が行う第七條第三項の総合計画の樹立又はその実施に關する調整を図るために都道府県知事が行う勧告等に関する事項

三 農業に關する試験研究及び普及事業に關する事項

(選挙による委員)

第二十六條 第八條の規定は、都道府県農業委員会に準用する。この場合において、同條第六項本文中「区分は、」とあるのは「区分は、選挙権にあつては都道府県農業委員会委員選挙人名簿の、被選挙権

にあつては、同項但書中「選挙人名簿」とあるのは「市町村農業委員会委員選挙人名簿」と読み替へるものとする。

(委員の選挙権、被選挙権等)

第二十七條 市町村農業委員会の委員(第十四條第一項の規定により選任された委員を除く)は、

当該市町村農業委員会の設置された市町村を包括する都道府県に設置された都道府県農業委員会の委員の選挙権を有する。

2 市町村農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、当該市町村農業委員会の設置された市町村を包括する都道府県に設置された都道府県農業委員会の委員の被選挙権を有する。

3 第十條第二項から第四項までの規定は、都道府県農業委員会の委員の選挙について準用する。

(選挙区)

第二十八條 都道府県農業委員会の委員は、各選挙区において選挙する。

2 前項の選挙区及び当該選挙区において選挙すべき第二十六條において準用する第八條第一項各号の区分に屬する委員の数は、都道府県知事が都道府県の選挙管理委員会と協議して定め、これを告示する。

3 都道府県農業委員会の委員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、選挙人の住所により定める。

(選挙の管理)

第二十九條 都道府県農業委員会の委員の選挙に關する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する。

2 農林大臣及び全国選挙管理委員会

は、前項の事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督するものとし、その処分が成規に違反し、又は権限を犯すと認めるときは、これを取り消し、又は停止することができる。

(選挙人名簿)

第三十條 都道府県の選挙管理委員会は、都道府県農業委員会の委員の選挙を行う場合において、都道府県農業委員会委員選挙人名簿を市町村農業委員会の委員の記載されている市町村農業委員会委員選挙人名簿の記載区分(第八條第六項但書に規定する者については、その規定により定まる区分)に従い、各投票区ごとに調製し、その指定した場所において縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の選挙人名簿には、氏名及びその者の屬する市町村農業委員会

の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

(投票区)

第三十一條 都道府県農業委員会の委員の選挙の投票区は、都道府県の選挙管理委員会が定め、これを告示する。

(閉票区)

第三十二條 都道府県農業委員会の委員の選挙の閉票区は、選挙区の区域による。

2 都道府県の選挙管理委員会は、特に必要があると認めるときは、選挙区の区域を分けて数閉票区を設けることができる。

3 前項の場合には、都道府県の選挙管理委員会は、これを告示しなければならない。

(公職選挙法の準用)

第三十三條 公職選挙法第八條(特定地域に關する特例)、第十九條第二項(名簿の抄本の使用)、第二十二條第二項(名簿縦覧の場所の告示)、第二十三條(異議の申立)、第二十四條(不服の申立)、第二十五條第二項但書(名簿の修正)、第二十七條第三項(名簿調製期間等の決定)、第三十條(選挙人名簿の再調製)、第三十三條第一項から第四項まで(一般選挙の期日)、第三十四條(その他の選挙の期日)、第六章(第四十條及び第五十七條第二項の規定を除く。)(投票、第七章(閉票)、第八章(選挙会)、

第八十六條第一項から第三項まで、第七項及び第八項(候補者の立候補の届出等)、第八十七條第一項(重複立候補の禁止)、第九十條(立候補のための公務員の退職)、第九十一條(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)、第十章(第四百四條の規定を除く。)(当選人)、第一百十條(再選挙)、第一百十一條(議員の欠けた場合の通知)、第一百十二條第一項、第五項及び第六項(議員の欠けた場合の上補充)、第一百十三條(補充選挙)、第一百十五條第一項(合併選挙)、第一百十六條(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第一百十九條(選挙運動の期間)、

第一百三十條(選挙事務所)の設置及び届出)、第三十一條第三項本文(選挙事務所の数)、第三十二條から第三十八條まで(選挙事務所等の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問、第六十一條から第六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)、第七十八條(選挙期日後のあいさつ行為の制限)、第十五章(第二百四條、第二百八

<p>條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第二百三十五條第二項、第二百三十六條第二項、第二百四十三</p>	<p>條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項</p>	<p>の規定を除く。)(罰則)並びに第二百七十二條第一項(施行に關する命令)の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委員、地</p>	<p>方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に關する部分を除き、都道府県農業委員会の委員の選挙について準用する。この場合</p>	<p>において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとする。</p>
<p>第十九條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>農業委員会法第三十條第一項</p>	<p>当該区分に屬する委員の候補者でない者又は候補者でその屬する区分と異なる区分に届出をしたもの</p>	<p>農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十條第三項若しくは第四項若しくは國家公務員法第二百二條第二項</p>
<p>第三十條第一項 第三十七條第二項 第三十八條第一項 第六十一條第二項 第七十一條</p>	<p>市町村の選挙管理委員会</p>	<p>都道府県の選挙管理委員会</p>	<p>公職の候補者でない者</p>	<p>農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十條第三項若しくは第四項若しくは國家公務員法第二百二條第二項</p>
<p>第三十四條第二項但書</p>	<p>三分の二</p>	<p>それぞれ二分の一</p>	<p>その選挙における議員又は委員の定数</p>	<p>その選挙における区分ごとの委員の定数</p>
<p>第三十四條第三項</p>	<p>その選挙を必要とするに至つた選挙</p>	<p>その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第三十四條の解任の効力</p>	<p>その選挙における議員又は委員の定数</p>	<p>その選挙における議員又は委員の定数</p>
<p>第三十七條第二項及び第五項 第六十一條第二項及び第五項 第七十五條第三項及び第五項</p>	<p>当該選挙の選挙権</p>	<p>市町村農業委員会の委員の選挙権</p>	<p>当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)</p>	<p>その選挙における議員若しくは委員の定数</p>
<p>第三十八條第一項及び第二項 第六十二條第一項及び第十項 第八十六條第二項</p>	<p>選挙人名簿</p>	<p>市町村農業委員会委員選挙人名簿</p>	<p>前條</p>	<p>農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十條第三項又は第四項若しくは國家公務員法第二百二條第二項</p>
<p>第四十九條第一項第一号</p>	<p>投票区のある郡市の区域外(選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその屬する投票区の区域外)</p>	<p>投票区の区域外</p>	<p>各選挙</p>	<p>その選挙の各区分</p>
<p>第四十九條第一項第二号</p>	<p>投票区のある郡市の区域外</p>	<p>投票区の区域外</p>	<p>当該選挙</p>	<p>その選挙の各区分</p>
<p>第六十二條第二項(第七十六條において準用する場合を含む。)</p>	<p>十人</p>	<p>五人</p>	<p>その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれ</p>	<p>その選挙の各区分</p>
<p>第九十七條第二項</p>	<p>第九十七條第二項</p>	<p>第九十七條第二項</p>	<p>その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれ</p>	<p>その選挙の各区分</p>

第百十二條第一項	らの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第百十條第一項第二号 第百十三條第一項第四号	二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。	それぞれ二分の一をこえるに至つたとき。
第百十條第二項第二号 第百十三條第二項第四号	地方公共団体の他の選挙	当該区分以外の区分の委員の選挙
第百二十條第三項 第百二十四條	地方公共団体の議会の議長	都道府県農業委員会の会長
第百十三條第一項本文	その議員の欠員の数が	その区分による委員の欠員の数が

第百十五條第一項第三号	同一の地方公共団体	当該都道府県農業委員会
第百十六條	議員又は当選人が	各区分を通じて委員又は当選人が
第百三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十條第三項に掲げる者
第百六十一條第二項	必要な設備をしなければならぬ	その使用を許可しなければならぬ
第百四十一條第二号	第百三十五條	農業委員会法第三十三條において準用する第百三十五條
第百五十一條第二項 第百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）	農業委員会法第三十三條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）
第百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十四條（選挙事務所、休憩所等の制限違反）、第二百四十二條（選挙事務所設置の届出違反）、第二百四十四條（選挙運動に関する各種制限違反、その二）及び第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）の罪を除く。）	第十六章（農業委員会法その他の法律において準用する場合を含む。）に掲げる罪
第百七十二條第一項	この法律の実施	都道府県農業委員会の委員の選挙

（委員の解任の請求）
第三十四條 市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の

定めるところにより、その者の属する第八條第一項各号の区分に属し、その者同一の選挙区において

市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区において選挙を

る。この場合において、同條第二項中「都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長」とあるのは「都道府県知事」と、同條第二項及び第五項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同條第七項中並びに第二百二十條とあるのは「並びに第二百二十條第一項、第二項及び第三項前段」と読み替へるものとする。

(専門調査員)
第三十五條 第二十五條第三項に掲げる事項を調査審議するため特に必要があるときは、都道府県農業委員会に専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、都道府県農業委員会の請求により都道府県知事が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。

(市町村農業委員会の規定の適用)
第三十六條 第十四條、第十五條、第十七條から第二十條まで、第二十一條第一項及び第二十二條の規定は、都道府県農業委員会に準用する。この場合において、第十四條及び第十九條中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第二十條中「市町村」とあるのは「都道府県」と、同條中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と、第二十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と読み替へるものとする。

(市町村農業委員会代表者會議)
第三十七條 都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、そ

の定める区域について市町村農業委員会代表者會議を招集し、当該区域に係る第七條第三項又は第二十五條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。

2 前項の代表者會議は、会長及び当該区域内の市町村農業委員会が委員会ごとに委員のうちから指名する代表者をもつて組織する。

3 会長は、都道府県知事が、その職員又は前項の代表者のうちから任命する。

4 前二項に定めるものの外、市町村農業委員会代表者會議の組織に關し必要な事項は、都道府県知事が、都道府県農業委員会の意見を聞いて定める。

第四章 會議

(會議の招集)

第三十八條 市町村農業委員会又は都道府県農業委員会(以下「委員会」という。)の會議は、会長が招集する。但し、市町村農業委員会の委員の一般選挙の後最初に行われる會議は、市町村長が招集する。

2 会長は、在任委員の三分の一以上の者から書面で會議に付議すべき事項を示して會議を招集すべき旨の要求があつたときは、會議を招集しなければならない。

(會議の成立)
第三十九條 委員会の會議は、都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会に於ては同項各号の区分に屬する

在任委員のそれぞれ過半数、第九條第一項の選挙による市町村農業委員会に於ては在任する選挙による委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会に於ては、同項各号の区分の一に屬する委員の全員が欠員となつた場合には、會議を開くことができない。

3 都道府県知事が第七條第一項に掲げる事項を処理させる緊急の必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、委員会の會議を開くことができる。

(議決の方法)

第四十條 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事參與の制限)

第四十一條 委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に參與することができない。但し、その結果第三十九條の規定により委員会の會議を開くことができなくなる場合において、都道府県知事が当該事項を処理させることを相当と認めるときは、この限りでない。

(小作官等の委員会への出席)
第四十二條 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主等その他關係職員を委員会に出席させ、第七條第一項又は第二項に掲げる事項に關して意見を述べさせることができる。

(會議の公開)
第四十三條 委員会の會議は、公開する。

(議事録)
第四十四條 会長は、議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならない。

(會議の規則)
第四十五條 委員会の會議に關する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、委員会が定める。

第五章 雜則

(兼職の禁止)

第四十六條 市町村農業委員会の委員と都道府県農業委員会の委員とは、兼ねることができない。

(報告、調査等)

第四十七條 委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の關係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは書記に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は書記は、その身分を示す証票を携帯し、關係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による委員会の求めにより出頭した者に対しては、條例の定めるところにより、旅費

を支給しなければならない。

(公簿等の閲覧)
第四十八條 委員会の委員及び書記は、登記所又は市町村の事務所について、無償で、委員会の所掌事務を行うため必要な簿書の閲覧又は謄写を要求することができる。

(關係庁の協力)
第四十九條 農林大臣、都道府県知事及び市町村長は、委員会からその所掌事務に關して請求があつたときは、これに対し、助言を與え、資料を提示し、その他必要な協力をするように努めなければならない。

(議決の再議及び取消)
第五十條 都道府県知事は、委員会の議決(決定、裁定及び裁決を含む。以下本條において同じ。)が法令に違反し、又は著しく不当であるときは、理由を示してその再議を命ずることができ。但し、議決のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による市町村農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不当であるときは、都道府県知事は、都道府県農業委員会の議を経てこれを取り消すことができる。

3 第一項の規定による都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不当であるときは、都道府県知事は、農林大臣に對し、その取消を請求することができる。

4 第一項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

5 農林大臣は、第三項の規定によ

る請求を受けた場合において当該請求を相当と認めるときは、その議決を取り消すことができる。但し、請求のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

(取消すべき処分の確認)

第五十一條 委員会は、第七條第一項に掲げる事項に関する処分を取消しようとするときは、当該処分が取り消すべき処分であることについて、あらかじめ都道府県知事の確認を得なければならない。

(境界の変更の場合の特例)

第五十二條 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村の区域が、従前の市町村に設置された市町村農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該市町村農業委員会は、当該市町村の市町村農業委員会となつて存続する。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に從前置かれていた各市町村農業委員会の区域を区域としてそれぞれ市町村農業委員会が置かれるときは、従前の市町村農業委員会は、当該区域を区域とする市町村農業委員会となつて存続する。

3 前二項の場合においては、都道府県知事は、その旨を告示しなければならない。

(特別区等の特例)
第五十三條 この法律中市町村に關

する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合にこれを適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の農地調整法第十七條ノ二第三項の規定により地区農地委員会の置かれていた市町村があるときは、当該市町村に、第三條第二項の規定により当該地区農地委員会の置かれていた区域を区域とする市町村農業委員会が置かれたものとみなす。

3 この法律の施行後最初に行われる市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の選挙に關しては、自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一年勅令第六百二十一号)第一條第三号及び第四号に掲げる事由は、第二條第三項第三号に掲げる事由とみなす。

4 前項の選挙により都道府県農業委員会が成立するまでは、第三條第四項中「都道府県農業委員会」とあるのは「都道府県農地委員会」と読み替へるものとする。

5 第三項の選挙に關しては、第八條第五項(第十二條第四項)において準用する場合を含む。及び第十條第一項第二号中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農地委員会(地区農地委員会を含む。)」と読み替へるものとする。

6 第三項の選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この

法律の公布の日から起算して市町村農業委員会にあつては五箇月、都道府県農業委員会にあつては六箇月以内でなければならない。

7 第三項の選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に關する期日及び期間は、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、政令で定める。

8 昭和二十六年度においては、前項の選挙人名簿の外、第十二條の規定による市町村農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

9 第十三條及び第三十三條において準用する公職選挙法第六十二條(同法第七十六條)において準用する場合を含む。に規定する立会人については、昭和二十七年三月三十一日までは、第十三條及び第三十三條の表の下欄中「五人」とあるのは「三人」と読み替へるものとする。

10 第三項の選挙により市町村農業委員会が成立する日(第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日)までは、第七條第三項の規定による市町村農業委員会の事務は、当該市町村の市町村農業調整委員会(地区農地調整委員会を含む。以下同じ。)が行うものとし、第三項の選挙により都道府県農業委員会が成立する日までは、第二十五條第三項第一号及び第二号の規定による都道府県農業委員会の事務は、当該都道府県の都道府県農業調整委員会が行うものとする。

11 食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二條から第二十四條まで及び第二十七條並びにこれらに基く命令の規定は、市町村農業調整委員会又は都道府県農業調整委員会が前項の事務を行つたため必要な範囲内において、同法附則第三項本文の規定にかかわらず、前項の日までなおその効力を有する。

12 第三項の選挙により市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が成立する日の前日において市町村農地委員会(地区農地委員会を含む。若しくは市町村農業調整委員会)の書記又は都道府県農地委員会(地区農地調整委員会)の書記又は都道府県農業調整委員会の書記である者は、市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が成立した日に、それぞれ第二十二條第一項の規定により市町村農業委員会に置かれた書記又は第三十六條において準用する第二十二條第一項の規定により都道府県農業委員会に置かれた書記となる。

農業委員会法案に対する修正案
農業委員会法案に対する修正
農業委員会法案の一部を次のよう
に修正する。

目次中「第一條(第四條)を(第一條(第三條)に、(第五條(第十二條)を(第四條(第二十條)に、(第二十三條(第三十七條)を(第二十一條(第三十五條)に、(第三十八條(第四十五條)を(第三十六條(第四十三條)に、(第四十六條(第五十三條)を(第四十四條(第五十一條)に改める。

第二條を削る。
第三條第一項中「その区域内に農地のない市町村を除く。」を削り、同項に次の但書を加え、同條を第二條とする。

但し、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」といふ。)のない市町村には、市町村農業委員会を置かない。
第四條を第三條とし、以下第六條までを一條ずつ繰り上げる。
第七條第一項中「第三條」を「第二條」に改め、同條を第六條とする。
第八條第一項を次のように改め、第二項から第六項までを削り、同條を第七條とする。

市町村農業委員会の委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、十五人とする。
第九條を削る。
第十條第二項の次に次の一項を加え、以下各項を一項ずつ繰り下げ、同條を第八條とし、第十一條を第九條とする。

3 第一項第一号の農地の面積は、土地台帳に登録された地積のある農地にあつては、当該地積(市町村農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積)とし、土地台帳に登録された地積のない農地にあつては、市町村農業委員会が定めた面積とする。
第十二條第一項中「第十條」を「第八條」に改め、「第八條第一項各号の区分ごとに」を削り、同條第三項中並びにその所有する小作地、その所

有する自作地を削り、「小作地」を
れそれを「農地」に、「第七條」を第

八條に、「同條第四項中「第五項」を
「第三項」に改め、同條を第十條とす

る。
第十三條表を除く。中「第百十

條」を「第百十條第一項」に、「第百十
三條」を「第百十三條第一項」に改め、

同條の表を次のように改め、同條を
第十一條とする。

第十一條第一項第三号	法律	農業委員会法（昭和 年法 律第 号）
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域	市町村農業委員会の区域
第十八條第一項	市又は町村の区域	
第十八條第三項	前項	農業委員会法第十條第一項
第十九條第二項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十二條第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五條第一項	次年の十二月十九日	次年度の三月四日
第三十四條第二項但書	三分の一	二分の一
第三十四條第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第十條の解任の効力	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第十條の解任の効力
第六十二條第二項（第七十六條において適用する場合を含む。）	十人	五人
第六十八條第一項第二号	第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）	農業委員会法第八條第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二百二條第二項（政治的行為の制限）
第九十條	前條	農業委員会法第八條第四項若しくは第五項又は国家公務員法第二百二條第二項
第九十一條	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定によ	
第九十七條第二項	得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第百十條第一項第三号	六分の二	五分の二
第百十三條第一項第五号	地方公共団体の議会の議長	市町村農業委員会の会長
第百十一條第一項第二号	地方公共団体の議会の議長	
第百二十條第三項	議会の議長	
第百二十四條	同一の地方公共団体	当該市町村農業委員会
第百十五條第一項第三号	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会法第八條第四項に掲げる者
第百三十五條	必要な設備をしなければなら	その使用を許可しなければなら
第百六十一條第二項	ない	ない

第二百四十一條第二号	第三百三十五條	農業委員会法第十一條において適用する第三百三十五條
第二百五十一條第一項 第二百五十四條	本章に掲げる罪(第二百四十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六條(選挙運動に関する収入及び支出の規正違反)第二号から第九号まで、第二百四十八條(審附の制限違反)及び第二百四十九條(審附の勧誘、要求等の制限違反)の罪を除く。)	農業委員会法第十一條において適用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)

第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十四條(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反)、第二百四十四條(選挙運動に関する各種制限違反、その二)及び第二百四十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)の罪を除く。)	第十六章(農業委員会法)その他の法律において適用する場合を含む。に掲げる罪
第二百七十二條第一項	この法律の実施	市町村農業委員会の委員の選挙

第十四條第一項中「第八條第一項又は第九條第一項の規定により」を削り、同條第二項中「第八條第一項各号の区分に属する」「それぞれ」及び「第九條第一項の選挙による委員会にあつては、選挙された委員の過半数」を削り、同條を第十二條とする。

第十五條中「委員」を「選挙された委員」に、「第十三條」を「第十一條」に、「第四十一條」を「第三十九條」に改め、同條を第十三條とする。

第十六條第一項中「その者の属する第八條第一項各号の区分に属し」「同項の規定により」「で当該区分に属するもの」及び「(第九條第一項

の選挙による市町村農業委員会にあつては、選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同條の規定により選挙された市町村農業委員会の委員の全員の解任」を削り、同條第四項中「当該区分に属する」及び「(第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては委員の全員の解任)」を削り、「第十三條」を「第十一條」に改め、同條第六項を削り、同條第七項中「第十六條」を「第十四條」に改め、同條を第六項とし、同條を第十四條とする。

第十七條第三項中「第二十一條」を「第十九條」に、同條第四項中「第十

四條」を「第十二條」に改め、同條を第十五條とし、第十八條を第十六條とする。

第十九條第一項中「第十四條」を「第十二條」に改め、同條第二項中「第八條第一項の選挙による委員会にあつては同項各号の区分に属する選挙された委員のそれぞれ過半数の同意、第九條第一項の選挙による委員会にあつては」を削り、同條を第十七條とし、第二十條を第十八條とする。

第二十一條中「第七條」を「第六條」に改め、同條を第十九條とする。

第二十二條及び第二十三條を二條ずつ繰り上げる。

第二十四條第二項中「第六條」を「第五條」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十五條中「第七條」を「第六條」に改め、同條を第二十三條とする。

第二十六條中「第八條」を「第七條」に改め、同條後段を削り、同條を第二十四條とする。

第二十七條第一項中「第十四條」を「第十二條」に、同條第三項中「第十條第二項から第四項まで」を「第八條第二項、第四項及び第五項」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十八條第二項中「第二十六條」において適用する第八條第一項各号の区分に属する」を削り、同條を第二十六條とし、第二十九條を第二十七條とし、第三十條を第二十八條とする。

第三十條中「市町村農業委員会の委員の登載されている市町村農業委員会委員選挙人名簿の登載区分(第八條第六項但書に規定する者)については、その規定により定まる区分に従い」を削り、同條を第二十八條とする。

第三十一條及び第三十二條を二條ずつ繰り上げる。

第三十三條(表を除く。中「第百十三條」を「第百十三條第一項」に改め、同條の表を次のように改め、同條を第三十一條とする。

第十九條第二項	前項	農業委員会法第二十八條第一項
第三十條第一項		
第三十七條第二項		
第三十八條第一項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第六十一條第二項		
第七十一條		
第三十四條第二項但書	三分の一	二分の一

第三十四條第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第三十二條の解任の効力
第三十七條第二項及び第五項		
第六十一條第二項及び第五項	当該選挙の選挙権	市町村農業委員会の委員の選挙権
第七十五條第三項及び第五項		

<p>第三十八條第一項及び第二項 第六十二條第一項及び第十項 第八十六條第二項</p>	<p>選挙人名簿</p>	<p>市町村農業委員会委員選挙人名簿</p>
<p>第四十九條第一項第一号</p>	<p>投票区のある郡市の区域外（選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外</p>	<p>投票区の区域外</p>
<p>第四十九條第一項第二号 第六十二條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）</p>	<p>投票区のある郡市の区域外 十人</p>	<p>五人</p>
<p>第六十八條第一項第二号</p>	<p>第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）</p>	<p>農業委員会法第二十五條第三項において準用する同法第八條第四項若しくは第五項若しくは、国家公務員法第二百二條第二項</p>
<p>第九十條</p>	<p>前條</p>	<p>農業委員会法第二十五條第三項において準用する同法第八條第四項又は第五項若しくは国家公務員法第二百二條第二項</p>
<p>第九十一條</p>	<p>第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）又は第八十九條（公務員の立候補制限）</p>	<p>その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき</p>
<p>第九十七條第二項</p>	<p>、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合にお</p>	<p>生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき</p>

<p>第百十二條第二項</p>	<p>いて第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき</p>	<p>二分の一をこえるに至つたとき。</p>
<p>第百十條第一項第二号 第百十三條第一項第四号</p>	<p>二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。</p>	<p>都道府県農業委員会長の</p>
<p>第百十一條第一項第二号 第百二十條第三項 第百五十四條</p>	<p>地方公共団体の議会の議長 議会の議長</p>	<p>当該都道府県農業委員会</p>
<p>第百十五條第二項第三号</p>	<p>同一の地方公共団体</p>	<p>農業委員会法第二十五條第三項において準用する同法第八條第四項に掲げる者</p>
<p>第百三十五條</p>	<p>第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者</p>	<p>その使用を許可しなければならぬ</p>
<p>第百六十一條第二項</p>	<p>必要な設備をしなければならぬ</p>	<p>農業委員会法第三十一條において準用する第百三十五條</p>
<p>第百四十一條第二号</p>	<p>第百三十五條</p>	<p>農業委員会法第三十一條において準用する第百三十五條</p>
<p>第百五十一條第一項 第百四十四條</p>	<p>本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）</p>	<p>農業委員会法第三十一條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）</p>

第二百五十二條第一項

本章に掲げる罪(第二百四十條(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十二條(選挙事務所設置の届出違反)、第二百四十四條(選挙運動に関する各種制限違反、その他を含む。))に掲げる罪

第十六章(農業委員会法その他法律において準用する場合を含む。))に掲げる罪

第二百七十二條第一項

この法律の実施

の二)及び第二百四十五條(選挙日後の挨拶行為の制限違反)の罪を除く。

都道府県農業委員会の委員の選挙

第三十四條第一項中「その者の属する第八條第一項各号の区分に属し、」及び「で当該区分に属するもの」を削り、同條第二項中「第十六條第二項から第七項」を「第十四條第二項から第六項」に、「同條第七項」を「同條第六項」に改め、同條を第三十二條とする。

第三十五條第一項中「第二十五條」を「第二十三條」に改め、同條を第三十三條とする。

第三十六條中「第十四條」を「第十二條」に、「第十五條」を「第十三條」に、「第十七條」を「第十五條」に、「第二十條」を「第十八條」に、「第二十一條」を「第十九條」に、「第二十二條」を「第二十條」に、「第十九條」を「第十七條」に改め、同條を第三十四條とする。

第三十七條第一項中「第七條」を「第六條」に、「第二十五條」を「第二十三條」に改め、同條を第三十五條とし、第三十八條を第三十六條とする。

第三十九條第一項中「都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同

項各号の区分に属する在任委員のそれぞれ過半数、第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては」及び同條第二項を削り、同條第三項中「第七條」を「第六條」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同條を第三十七條とし、第四十條を第三十八條とする。

第四十一條中「第三十九條」を「第三十七條」に改め、同條を第三十九條とする。

第四十二條中「第七條」を「第六條」に改め、同條を第四十條とする。

第四十三條から第五十條までを二條ずつ繰り上げる。

第五十一條中「第七條」を「第六條」に改め、同條を第四十九條とする。

第五十二條及び第五十三條を二條ずつ繰り上げる。

附則第二項中「改正前の農地調整法を」農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和九年法律第 号)による改正前の農地調整法に、「第三條」を「第二條」に改め、附則第三項を削る。

附則第四項中「前項」を「この法律の施行後最初に行われる都道府県農

業委員会」に、「第三條」を「第二條」に改め、同項を第三項とする。

附則第五項中「第三項」を「この法律の施行後最初に行われる市町村農業委員会」に、「第八條第五項」を「第八條第三項」に、「第十二條」を「第十條」に、「第十條」を「第八條」に改め、同項を第四項とする。

附則第六項中「第三項」を「前二項」に改め、同項を第五項とする。

附則第七項中「第三項」を「第四項」に、「第十二條及び第十三條」を「第十條及び第十一條」に改め、同項を第六項とする。

附則第八項中「第十二條」を「第十條」に改め、同項を第七項とする。

附則第九項中「第十三條及び第三十三條」を「第十一條及び第三十一條」に改め、同項を第八項とする。

附則第十項中「第三項の選挙による市町村農業委員会」を「第四項の選挙による市町村農業委員会」に、「第三條」を「第一條」に、「第七條」を「第六條」に、「第二十五條」を「第二十三條」に改め、同項を第九項とし、附則第十一項を第十項とする。

附則第十二項中「第三項」を「第四項又は第三項」に、「第二十二條」を「第二十條」に、「第三十六條」を「第三十四條」に改め、同項を第十一項とする。

「最終号の附録に掲載」

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第四條第一項中「市町村農業委員会」の下に「(農業委員会法第三條第三項ノ規定ニ依リ市町村農業委員会ヲ置カザル市町村ニ在リテハ市町村長以下同ジ)」を加える。

第十四條ノ八第三項及び第四項を削る。

第十五條から第十五條ノ二十六までを削り、第十五條ノ二十七を第十五條とする。

第十五條ノ二十八を削り、第十五條ノ二十九を第十五條ノ二とする。

第十五條ノ三十から第十五條ノ三十四までを削る。

第十七條ノ二を次のように改める。

第十七條ノ二 本法中市町村又ハ市町村長ニ關スル規定ハ特別区ノ存スル地ニ在リテハ特別区又ハ特別区ノ区長ニ、地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ区又ハ区長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三を削り、第十七條ノ四及び第十七條ノ五をそれぞれ第十七條ノ三及び第十七條ノ四とし、第十七條ノ六中「第十七條ノ四」を「第十七條ノ三」に改め、同條を第十七條ノ五とする。

(農地調整法の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 農地調整法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百

四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会(農業委員会法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)(に改め、附則第三條第二項から第六項まで、第四條及び第六條第一項中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

附則第六條第二項を次のように改める。

前項の命令で定める時期までに第九條第三項及び前項の規定によつてした都道府県知事の許可又はこれに対する申請は、当該時期以後は、それぞれ市町村農業委員会の承認又はこれに対する申請とみなす。

(自作農創設特別措置法の一部改正)

第三條 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第三條第一項第一号中「市町村農業委員会」の下に「(農業委員会法第三條第三項の規定により市町村農業

委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)(を加える。

第四十八條を次のように改める。第四十八條 農業委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれてゐる市町村についてこの法律の適用に関しては、第三條第一項、第四條(第四十條の二第五項において適用する場合を含む。)、第七條第二項(第四十條の四第五項において適用する場合を含む。)(及び第四十條の二第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会のある区域」と、第三條第一項第一号、第四十條の二第一項第一号、同條第五項及び第四十條の四第五項中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市町村の区域又は当該市町村農業委員会の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農業委員会の区域」と、第六條第五項(第十

五條第三項において適用する場合を含む。)(第十八條第四項(第十九條第二項及び第四十一條第三項において適用する場合を含む。)(第三十八條第二項において適用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「当該市町村農業委員会の事務所」と読み替へるものとする。

(土地改良法の一部改正) 第四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第三條第一項第二号中「市町村農業委員会に対し」を「市町村農業委員会農業委員会法(昭和二十六年法律第 号)第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)(に対し」に改める。

第九十七條第一項中「市町村の区域内」を「一の市町村の区域(農業委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会を置かれてゐる市町村については、当該市町村農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。)(内に、同項中「市町村の農地委員会」を「市町村農業委員会」に、同條第二項中「一市町村」を「一の市町村」に改める。

第八十八條第三項中「市町村又は」を削る。

第二百二十五條中「市町村農地委員会に関する規定は、地区農地委員会の設けられてゐる市町村の地区にあつては地区農地委員会に」を削る。

(小作調停法の一部改正) 第五條 小作調停法(大正十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第五條中「当該土地ノ所在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地区農地委員会ノアルトキハ当該地区農地委員会以下同ジ」を削る。

(自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の一部改正) 第六條 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第二條第一項中「地区農地委員会を含む。以下同じ。)(を「農業委員会法(昭和二十六年法律第 号)第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)(に改める。

(地方税法の一部改正) 第七條 地方税法(昭和二十五年法

律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百六條第一項第三号及び第四百二十五條第一項第三号中「地方団体の農地委員」を「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会の委員」に改める。

(造林臨時措置法の一部改正) 第八條 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「都道府県農地委員会、市町村農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

附則 附則第三項を削る。

1 この法律は、農業委員会法(昭和二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 市町村農地委員会(地区農地委員会を含む。以下同じ。)(は、農業委員会法の規定により当該委員会の管轄区域を区域として一又は二以上の市町村農業委員会が成立する日(同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日。以下同じ。)(まで、都道府県農地委員会は、同法の規定により当該都道府県の都道府県農業委員会が成立する日までは、第一條の規定にかかわらず、それぞれなお存続するものとし、その日までは、第一條から第八條までに掲

げる法令の適用については、当該市町村農地委員会又は都道府県農地委員会に關しては、それぞれなお従前の例による。

3 第一條から第八條までに掲げる法令又はこれらに基く命令の規定により市町村農地委員会又は都道府県農地委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為は、農業委員会法の規定により当該市町村農地委員会の区域を区域として一又は二以上の市町村農業委員会が成立した日（同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日。以下同じ。）又は当該都道府県の都道府県農業委員会が成立した日以後は、それぞれこれらの規定又はこれらに相當する農業委員会法若しくは同法に基く命令の規定により当該市町村農業委員会（二以上の市町村農業委員会が成立したときは、これらの委員会のうち都道府県知事の指定するものとし、同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長とする。）又は当該都道府県農業委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為とみなす。

4 農業委員会法の規定により市町村農業委員会が成立した日以後同法の規定により都道府県農業委員会が成立する日までは、当該市町村農業委員会（同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下本項において同じ。）の所掌事務に關し、法令の規定により都道府県農業委員会に對してなすべき手続その他の行為は、第一條から第八條までに掲げる法令の規定にかかわらず、都道府県農地委員会に對してするものとし、都道府県農地委員会が法令の規定により市町村農地委員会に對してなすべき手続その他の行為は、市町村農業委員会に對してするものとする。

5 農業委員会法の規定により都道府県農業委員会が成立した場合に於いて当該都道府県の区域内に第二項の規定により市町村農地委員会がなお存続しているときは、当該市町村農地委員会が同項の規定により都道府県農地委員会に對してなすべき手続その他の行為は、都道府県農業委員会に對してするものとし、都道府県農業委員会が当該市町村農地委員会の管轄区域内の事項に關し法令の規定により市町村農業委員会（同法第三條第三項の規定により市町村農業委員

会を置かない市町村にあつては、市町村長。）に對してなすべき手続その他の行為は、当該市町村農地委員会に對してするものとする。

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案に對する修正案

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案に對する修正

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の一部を次のように修正する。

第一條から第四條までの中「農業委員会法第三條」を「農業委員会法第二條」に、第四條及び第六條中「農業委員会法昭和二十六年法律第 号」第三條を「農業委員会法（昭和二十六年法律第 号）第二條」に、附則第二項から第五項までの中「同法第三條」を「同法第二條」に改める。

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔千賀廉治君發壇〕

○千賀廉治君 内閣提出、農業委員会法案及び農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案について、兩案の委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが國農政史上画期的意義を有しておきます農地改革は、輝かしく成果をあげ、ほぼ所期の目標を達成し、今後はその成果を恒久的に保持するとともに、農業生産力の発展、農地の地位の向上のため経営並びに技術の改良発達に格段の努力をいたすべき段階に立ち至つておるのでございます。また國民生活の根源たる食糧の需給状況も、特に農民の異常なる努力と、連合團の絶大な好意によりまして、悪夢のごとき、かつての食糧不安から、ようやく正常の姿に立ち返り、食糧供出につきましても、今日までの束縛的な統制を今後久しく持続する必要を、ごうまつも感じない状態となりました。食糧確保臨時措置法が来る三月末をもつて失効するのを機会といたしまして、事前割当制度や、表の強制割当制度をも廃止できる見通しを持つに至つたのでございませう。事態の、かようなまことに喜ばしい発展に伴ひまして、従来法制上の機關として、農地調整、自作農創設、食糧供出割当等の業務に因つてその責任をわがち、重要な働きを示して参つた農地委員会並びに農業調整委員会は、かなりの程度にその負担が軽減され、当然業務内容及び專業分量に大きな変化を生じて來ていたのであります。しかもなお他面におきましては、農業改良普及事業に對して創意に満ちた積極的な活動を行われ、よつてもつて総合的な農業政策の樹立をは

かる要が痛切に感ぜられるところでございます。

以上の新しい事態に即応し、新政策の展開に備へるために、この際前述の二つの委員会と、従来次官通謀をもつて設置されておりました農業改良委員会とを統合いたしまして、これを農業委員会一本の線にとりまとい、組織の簡素化と機能の統一をはかりたいというのが、農業委員会法案を提出された主要なる理由でございます。

そこで、この法律案の主要なる内容について一瞥を加へますと、まず第一に、農業委員会の選挙方法は、従來の農地委員会の地主、自作、小作の三層区分を改正いたしまして、一号委員及び二号委員の二階層区分を設定しております。一号委員とは、耕作の業務を営む小作地の面積が自作地の面積を越える者、並びに二反歩を越える面積の小作地について耕作の業務を営み、その耕作の業務を営む農地の面積が北海道では四町歩、都府県ではおおむね一町歩を越えない者であつて、その数は五名、二号委員は一号委員以外の者であつて、その数は十名ということになつており、別に市町村では選任委員五名以内を学識経験者中より選任できることと相なつております。いわば一号委員は小作、小自作及び小農的な自作の代表であり、二号委員は自作代表、選任委員は中立的立場を代表するものということができましよう。

次に農業委員会の所掌事務の範囲はどうかと申しますと、これは当然従来の三つの委員会の業務権限を統合することとなっております、すなわち一、執行機関といたしましては、自作農創設特別措置法、農地調整法、小作調停法、土地改良法その他の法令によつてその権限に属せしめられた自作農の創設維持、農地等の利用関係の調整、土地改良、交換分合、小作調停等の業務を処理し、二、権能的な機関として、農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化、農業技術の改良等、農畜産物の加工、流通その他農業振興のために必要な事項に關して総合計画を樹立し、その実施について地方公共団体の長に對し建議し、または諮問に答申し、三、また諮問機関として、食糧供出割當について地方公共団体の長の諮問に應ずることとなっておりますが、本件については別途提案中の食糧の政府買入数量の指示に關する法律案中に規定されております。

次に農業委員会に要します経費は國の負担といたしまして、委員手当、書記給与、旅費、事務費、退職手当等を中心とし、約二十三億圓が二十六年度予算案中に計上されておるのでございます。但し、市町村農業委員会は七月に、都道府県農業委員会は八月に成立が予想されておりますので、それまでは農地委員会、農業調整委員会がそれ

ぞれ存続することとなっております。なお食糧確保臨時措置法は失効いたしますが、経過規定によりまして、農業調整委員会の書記は引続き農業委員会の書記となることとなっております。但し農業委員会の書記の数は、都道府県は六名より三名に、市町村農業委員会は二名より一・二人に減少し、全体として約八千人の書記が退職することとなっておりますのであります。

次に農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案は、農業委員会法の施行と同時に農地調整法、自作農創設特別措置法、土地改良法その他法令中の農地委員会に關する規定はこれを農業委員会に關する規定に切りかえる必要がありまゝるので、関係條項の整理を行つたものであります。

農業委員会法案は二月二十六日、農地改革の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案は三月二日、それぞれ政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、十数回にわたつて審議を重ねたのであります。買戻答中の農地改革が一段落した今日、依然階層選挙を行わねばならぬ理由はどこにあるのかという質問に對しまして、政府の答弁は、小作農の立場は今日でもなお全般的には弱いと考えられるので、現在の段階ではこの程度の階層選挙はやむを得ないと思ふ、但し一号選挙権者の数が七十五人以下の市町村では階

層によらない選挙を行つて、全市町村の一七・五％程度が全村選挙になるというものであります。また、従来の各委員会を農業委員会に統合して、総合的計画の樹立等重要問題を控えて委員会の任務はいささかも軽減されないのに、予算のみが削減されたのは遺憾であると思ふが、政府の所見いかんという質問に對しましては、事務の調整ができるので減額もやむを得ないという答弁でありました。

また総合計画の樹立の過程において農業協同組合と農協を生ずるおそれはないかという質問に對しましては、農業協同組合長その他組合の幹部を選任委員に選任する等の方法でうまく運用することができると思ふという答弁でございました。

また、農地改革は一段落したというが、未墾地の解放はほとんど済んでいない、農地委員会の行つて来た業務が今後従属的となつて、農地改革の成果が動搖するおそれはないかという質問に對しましては、未墾地の急速な取得を目的として来たが、開拓適地調査の基準に適合しない未墾地も相当生じたので、これらは元の所有者に返還すべく研究中であるという答弁が行われました。また、二号委員を一号委員の二倍にすることに反動分子の進出を助け、農村の民主化をはばみ、農地改革の前途に暗影を投ずることにならぬかという質問に對しましては、一号委

員の選挙権者は全農家戸数の一七・二％にすぎないのに対して十五人中の五人を興えたのは、むしろ小作層を優遇している証拠であると思ふ、という答弁がなされました。

かくて三月十七日に至り、自由党の野原委員の動議が成立いたしました。質問を打切ることとし、これより先自由党より提出されておりました農業委員会法案並びに農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の二法案に對する修正案に關し、宇野委員より趣旨弁明が行われました。その要旨といたしましては、本法律案の根本目的には賛成であるが、従来の農地委員会の階層選挙の考え方を継承している点について、階級闘争を激化するものとして原理的に不賛成であるのみならず、この制度の内容には幾多の不合理な要素が認められる。すなわち一、総農家戸数中、小作農家は二％、小作兼自作農は四・二％であつて、小作農の代表を特別に選出する要ありとは思われぬ。かりに階層別を実施するも、右の比率を基礎とすれば委員数の一割以下でよいにもかかわらず、本法律案では選挙委員十五名中五名を占め、三割以上となり、その比率は過大である。二、原案の区分をもつてすると、区分の目標が不明瞭である。すなわち、二反歩以上の小作地を耕作するが、大部分の土地が自作地である農民も一号階層に区分されている。三、農

地改革の結果、不耕作地主と称されるものはほとんどなくなり、本法案においても不耕作地主には選挙権も被選挙権も與えられていないにもかかわらず、一方では小作階層なるものが設けられていて、七〇％以上の農家が自作となり、九〇％以上が自作を主とする農家となつた現在の農村では、地主、自作、小作を問わず、平等に自由に選挙権、被選挙権を持つことが民主的であると思ふ。四、特別に階層選挙を行わずとも、小作層もまた立候補の機会に均等に與えられるのであり、また適任者がおれば選任委員として選任されることも可能であつて、小作層の意見を反映させる道は残されている。

以上の理由によつて、第八條並びに第二十六條の規定による二階層別の区分の選挙を廃止し、全層選挙を行うように改めることとし、それに伴う兩法案の関係條項の整理を行いたいというのであります。

この修正案の提出がありましたので、修正案並びに政府提出原案を一括して討論に付したのであります。まず社会党の八百板委員より、農地委員会、農業調整委員会、農地改良委員会の任務はそれ／＼本質的に相違するものであつて、統合には適しない、二兎を追う者は一兎をも得ずというが、政府與党は三匹の兎を追おうとして、しかも予算の裏づけが貧弱で、法律案にうたつてある目的の達成は不可

法改革の結果、不耕作地主と称されるものはほとんどなくなり、本法案においても不耕作地主には選挙権も被選挙権も與えられていないにもかかわらず、一方では小作階層なるものが設けられていて、七〇％以上の農家が自作となり、九〇％以上が自作を主とする農家となつた現在の農村では、地主、自作、小作を問わず、平等に自由に選挙権、被選挙権を持つことが民主的であると思ふ。四、特別に階層選挙を行わずとも、小作層もまた立候補の機会に均等に與えられるのであり、また適任者がおれば選任委員として選任されることも可能であつて、小作層の意見を反映させる道は残されている。

この修正案の提出がありましたので、修正案並びに政府提出原案を一括して討論に付したのであります。まず社会党の八百板委員より、農地委員会、農業調整委員会、農地改良委員会の任務はそれ／＼本質的に相違するものであつて、統合には適しない、二兎を追う者は一兎をも得ずというが、政府與党は三匹の兎を追おうとして、しかも予算の裏づけが貧弱で、法律案にうたつてある目的の達成は不可

能である、加うるに興党は階級区分を廃止しようとする反動的な修正案を提出し、農業政策を逆行せしめようとしているという理由によつて修正案並びに両案に対して反対をせられ、次いで自由党を代表して野原委員より、三百万戸の自作農家を創設したことは日本農政の輝かしい勝利であり、農地委員会の仕事の大きな部分は終了した、また食糧事情も大幅に緩和され、農業調整委員会の役目も軽減される、今後は農業協同組合等を中心に農村再建の方途に向つて再出発しなければならぬ、農業委員会の設置はこの新使命にマツチするものである、但し階級区分はむしろ廃止して、農村を打つて一丸とする態勢とすべきである、農業委員会のすみやかなる成立を希望するが、予算の点では少からず不満であつて、増額措置を急速に望むものである、という意見を付して賛成せられたのであります。次に日本共産党を代表して木村委員より反対意見が述べられました、その要旨は、農地改革はきわめて不徹底なものであつて、山林・原野を掌握する地主勢力は温存され、半封建的な基盤は強化されつつあるが、この法律案はかような趨勢を助長するものであるといふのであります。次に民主

党の金子委員は、二、三の要請を付して賛成するといふ前置きで次の意見を述べられました。すなわち、農業委員会の事務量は決して減少はしない、農

地改革は一段落したかも知れぬが、不況が進むとやみ小作等が増加し、麦の統制解除も自給度の低いわが国では無理であつて、再統制は必至である、農業改良業務に至つては今後ますますなすべきことが多いにもかかわらず、予算が大幅に削減されたことは残念で、すみやかに是正されねばならぬ、また選任委員に農業協同組合長等を入れることが必要である、階級別選挙の問題は小作の意見を尊重すべきことは当然だが、村内に派閥抗争をもたらすことはよくない、この点は自由党の修正意見に賛成であるといふことでもあります。

以上四委員の発言をもちまして討論を終局し、ただちに採決を行い、修正案並びに修正部分を除く政府原案はいずれも多数をもつて可決、よつて両案はそれ／＼修正案のごとく修正すべきものと議決した次第であります。

なお両案の採決直後、自由党憲法委員より特に発言を求められ、自由党及び民主党を代表して、農業委員会の経費並びに運営に関する件についてきわめて重要な決議案が提出されました。その要旨は、今後におけるわが国農村の使命達成上農業委員会の果す役割の重大な事実にかんがみて、二十六年年度予算案における市町村農業委員会書記の給与に対する困庫補助一・二八分を二人分とし、必要経費平年額約九億円の増額について、法律成立後すみやかに

善処すること、並びに農業改良事業についで部会制度により運営するよう措置すること、以上の二点でございまして。この決議文は多数委員の賛成を得て可決されましたので、ただちに農林大臣及び大蔵大臣へ参考送付の手続をとつた次第であります。

以上をもつて報告を終ることといたします。(拍手)

○議長(林義治君) 討論の通告があります。これを許します。八百板正君。

(八百板正君登壇)

○八百板正君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております農業委員会法案及び同法施行に伴う関係法令の整理法案並びに修正案に対しまして反対いたします。

本法は、従来行われて参りましたところの農地調整法に基く農地改革のための農地委員会、それから食糧確保、供出、割当のための食糧管理法、食糧確保臨時措置法に基く農業調整委員会並びに農業の技術面など農業改良事業を行うための知事に対する諮問、助言機関としての、農林次官通牒に基いて設けられた農業改良委員会、この三つの機関をやめて、それ／＼統合いたしまして農業委員会の一本とするものであります。

三つのそれ／＼の委員会の性格を見るに、一つは、すなわち農地委員会、日本歴史上最大の農業改革ともいふべき地主制度の廃止を内容とした農

地改革の議決執行機関である農地委員会であり、これはアメリカの日本占領政策の根幹をなした日本農民解放令に基くものであることは、財閥の解体とあわせて戦後最大の改革として万人の知るところであります。また一つは、国内最大の課題となつた食糧の生産確保、このための農民に対する事前割当、供出の仕事をやつて参りました食糧法に基く農業調整委員会であり、その専門技術員、改良普及員その他試験研究に従事する主要技術員の任命から異動及び解任など、さらには農業改良事業についての計画の設定並びに予算及びその施行に関することなどまでも取扱う農業改良委員会であります。

この三つは、それ／＼重要な、しかも性格の違つた独立の機関であつたと申さなければなりません。ところが政府は、予算が足りないからという理由で、三つをまとめて一つの農業委員会とし、書記も平均して一・二人と申しまして、つまりたつた一人の書記で、あれもこれもというふうなことにし、実は何もできない、身動きのできな

い、形ばかりのものにまつり上げてしまつておられるところにこの法律案のねらいがあるといわなければならぬのであります。(拍手)もちろん政府の言

つて少くなるなどということも申して

いるようでありますが、これはほんでもない間違つた前提でありまして、危険千万と申さなければならぬのであります。すなわち農地改革のごとき

は、その趣旨を生かす仕事は終つたどころか、これから本物の仕事と申さなければならぬのであります。

たとえば登記事務も、うんと残つておる。かんじんな交換分合なども一向進んでおらないのであります。また二百万町歩の自作をつくつたと申しまするが、もちろんこれだけの土地を地主の所有から耕作人の所有に移したことは農民解放の大業績であります。しかし二百万町歩の田畑は、だれが持つていても二百万町歩にかわりはないのであります。もつと大事なことは、山林、未墾地の解放、開拓の仕事だと考へるのであります。(拍手)これはときには、不毛の山野が、山は田となり野は畑となり、こがねの実がなるのである。ところが、この未墾地の売却し登記のごときは、まだ買収面積の一五〇しか進んでおらないといつていたらくであります。われ／＼は、山林の解放、全小作地の徹底的解放を含む第三次の農地改革といふことも主張いたしておりますが、それはしばらくおくといたしまして、現行法による改革も、旧地主や山地主の反撃のために、完了どころか、あともどりの実情であります。

このような残された多くの困難な仕事は、食糧割当の事務と一緒に同一委員会、しかも一人の専任書記でやれるような仕事の分量でも性質でもないのであります。(拍手)食糧割当事務のごときも、不安定なる食糧事情のまま、国内の自給策も立たず、海外食糧の見通しも五甲勢の中で、かの低劣なる自由販売の公約にこだわつて、ここに麦の統制をはずして、粉屋など米穀加工業者にもうけさせ、自由党の選挙対策を物心両面からかせこうとするのでありますから、あとで一層食糧需給事情の悪化と混乱の中で再び統制割当をやらなければならないということも予想せられるのであります。困難な仕事がたくさん残つておるのであります。

さらに改良委員会の仕事に至つては、質的にもつと違つたものであります。農業改良局の定めましたところの委員会設置要綱を見ますならば、機構、任務という中で、こう書いてあります。すなわち、農業改良事業に従事する職員は供出、割当、配給などの行政事務を担当してはならないと規定しておるのであります。これは供出、割当の仕事はもろんのこと、農地改革の事務なども両立しないことを政府みずからが言明したものとすることができるのであります。

農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄與するため」とあるのであります。が、一体本気なのであります。よいか。そも、農業生産力の発展と農業の合理化というようなのは農業立法の一大基本目標であり、このよう重要な題目を、お天気のあいさつのように心やすく使うところにわが国農業立法の貧困ありといわなければならぬのであります。十億や十八億の金は、法の權威の失墜がある。一体、合せて一本にして強くしようとするのか、弱くしようとするのか、やる気か、やらぬ気か、われわれはこれを尋ねたいのであります。

私は、目的が悪いとは申さない。やれるなら大いにけつこう。問題はやれない、ということにあるのであります。自由党の野原正勝君は、農林委員会の賛成討論の中で、はつきりと、この法律案は羊頭を掲げて狗肉を売るものであると言つたのであります。まさに一片良心のひらめきありといふべきであります。これでは満足な仕事はできないのであります。政府の真意は、やる気はないのであります。この整理統合に名をかりて、農業調整委員会の従来與えられた議決権を剝奪し、もつて食糧割当の民主的取扱いを、問答無用の天くだり割当にすりかえ、さらに三權の統合に藉口して農地改革の打切りを目ざし、反動的地主勢力の復活をはかるものと断ぜざるを得ないのであります。

現に政府の原案は、その同調者の修正によつて真意が暴露されておるのであります。農業委員会の中から小作層代表の進出を阻止するために、階層別の委員の選挙を拒否する修正をやつておられます。この反動的修正こそ、これ語るに落ちるものといわなければなりません。この理由の一つに、今日小作層は二割しかないとかいっているのでありますが、これまた統計を欺き用いるものはなほだしいと申さなければなりません。目的、方法の異なる統計を、あつちこつちからつまみ食ひ的に取上げて、これをつぎはぎして使うというところは、おおよそ責任ある政治のとはざるべきであります。自作、小作の面積を知るためには、その実態を知ること

を目的として、特に農地委員会の専任書記により一筆ごとに調査せられたところの、昭和二十四年二月一日の農地センサスの数字によるべきであります。この調査は、自作五割、小作二割となつて現われておる。これを政府原案の一号層小作側、二号層自作側とわけるなら、その分野は三割五分対六割五分とならなければならないのであります。すなわち五割対五割の割合となり、小作側五人の階層別選挙は維持せられ、この発言を保護する民主的階層別選挙が当然とられなければならないものであります。この小作側の代表進出と発言の機会を、あえて多数党の力をもつて圧殺せんとするところに、農村民主化の逆行をはからんとする反動的の要因ありと、われわれは考えざるを得ないのであります。村の円満ということは、弱い者を押えて強い者の下敷きにするということとをましましておるのであります。

子算について見ますに、たつた十八億で、一、二の書記で何ができますか。農地改革や、食糧割当や、この困難なる今日までの仕事の中で訓練された書記こそは、将来の新農村建設の有力なるにない手ではなならないのであります。この有能なる書記を将来の農業生産の拡大と農業改革に優遇活用して初めて所期の目的は達成されるのであります。しかるに、これらの人を弊履のごとく捨てて、單なる機關の形骸のみを残すことは、まさに日本再建の後退を招くものと断ぜざるを得ないのであります。しかるに、このわずかの予算に、農林委員会の附帯決議をもつて九億円の追加支出を農林大臣、大蔵大臣あてに要請してお茶を濁しておる。一体何たる醜態でありましょうか。國權の最高機關たる立法機關が、法的効力のまつたくない大臣あての陳情書を決議して糊塗するとは、何たるさもしいしわざでありますか。

(拍手)予算の支出は國會の権限ではないか。ほんとにやる気なら、なぜ予算をはつきり組まないのか。一方、農地改革の反動化をねらつて階層別選挙を削り、小作側の進出を抑えるために、堂々と多数党に物を言わせて法の修正を押し切り、かんじんの本法実施の裏づけたる予算の方は、法的根拠のない附帯決議としてごまかしたところに、ここにもわれわれは自由党と吉田内閣の反動的な正体を見るのであります。(拍手)

以上、兩法案に対する反対の意を表明する次第であります。(拍手)
○議長(林義治君) 野原正勝君。
○野原正勝君(登壇) 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま上程されました農業委員会法案並びに同法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の、わが党及び民主共同の修正案に対しまして賛成の意見を述べんとするものであります。

敗戦の悲痛な現実の中から、わが国農村の直面した課題は、まず第一に、過去数千年の長い伝統と慣習の中から生れ、そして守られ來つた地主制度の破綻を破つて、新たな民主主義の理想のため、すべての耕作農民に対して土地を與え、それ、健全なる自作農家を創設せんとする、いわゆる農地改革の断行であつたのであります。第二には、窮乏のどん底に追い込まれ、食うに食なき八千万の同胞に対しまして、いかにして食糧を供給するかという食糧問題、この二つの問題が最も大きな問題であつたのであります。

第一の問題たる農地改革であります。これはポツダム宣言を忠実に受諾したわが国として当然に履行しなければならなかつた、いわゆる至上命令であつたことは、諸君よく御承知の通りであります。これは社会党や共産党のお力でできたものでは断じてございせん。(拍手)しかるに、まことに不可思議千万にも、事情のよくわからない農村などに行つて、あたかもこの農地改革はおれたちの力でやつた、あるいは耕作農民はこの際團結して大いによれというやうなわけで、いわゆる階級政党的諸君はそれに便乗いたし、農村のボス的な連中と結んで、大きな顔をしてのさばり、いたずらに對立や闘争をけしかけたのであります。(拍手)

由來、日本のよさというものは、向う三軒兩隣、五人組、七人組というものが、お互い同土間に理解と協力をもつて互いの養育人情を盡すところにあるのであります。ましてや、五反百姓といわれるやうな零細な農家の集まりである日本農村の生きる道、健全な姿は、お互いの協力一致以外の何ものもありません。お互いの零細な力を出し合つて助け合ひ頼母子講であるとか、あるいは無盡であるとか、そういうた機関が生れたそのこと自体が日本農村の特異性であり、そうしてまた日本農村の美しき伝統といわざるを得ないのであります。かかる健全な、平和な農村に對して、いわゆる民主主義の時代

だからと稱して、りくつのないことを触れまわつたり、お互いをけしかけて、けんかをさせる、こういうやうな、ふしぎな商売が現れたのでありますから、私も、いささかあきれざるを得なかつたのであります。(拍手)しかし、いかにお人のよい農村の方でありましたも、いつまでもそんな子供だましに乗つてゐるわけではないのであります。一応の農地改革が済んだ今日におきましては、すでにもうすつかり平靜にもどり、元の健全な姿に返つております。でありますから、お気の毒ながら、もうその手はききません。(拍手)今度の地方議会や首長選挙におきまして、もし万一にも農民組合のお力などを御計算に入れておきますと、とんだ計算違いがでると思ひますから、一言老練ながら御注意を申し上げる次第であります。(拍手)

農地改革は、わずか五箇年で、すでに三百萬戸以上の自作農家を創設し得たのであります。農地面積において約百九十六萬町歩、收野において三十八萬町歩、未墾地において百二十六萬町歩、合せて三百六十萬町歩というその大きな面積の買収が済み、そうしてその大部分がすでに売り渡すということになりました。この画期的な成果を収めたのであります。農地改革は、おむねその目的を達することを得ました。そのことは、わが國農政の、まさに輝かしい勝利であつたのであります

す。(拍手)その間にあつて終始困難なる業務を担当された農地委員会の諸君の御苦勞に對しまして、あらためてここに感謝の意を表する次第であります。

食糧問題についてであります。國內における自給体制も漸次強化を見るに至りましたのと、連合國、特に米國より多額の輸入食糧の援助を與えられました結果、終戦直後に見たやうな、あの深刻な、あのさんたんたる状態は、すでにまつたく一掃されました。大豆、麦類等の供出制度を漸次廃止いたしました、わずかに米についてのみ事後割当制によること、きわめて合理的な供出だけが残る段階となりました。これは、まことに御同慶にたえぬのであります。食糧供出及びこれに伴う農業計画等の重要な業務に當られた農業調整委員会の過去における業績は、長くわれわれの銘記すべきところであります。その御苦勞に對しまして、この機会に深甚なる敬意を表する次第であります。

農地制度及び食糧問題等、それら一応の段階に達したとは申しながら、なお幾多の困難なる重要問題が山積しております。諸君御承知の通りであります。農地買収の仕事もまだ相当に残つておりますし、ましてや経営の合理化のために理想とするところの農地の交換分合というやうな仕事

は、まだ実は緒にいたばかりと申してもよい。食糧の問題にいたしまして、ここ当分の間は外國からの輸入食糧にたよらなければやつて行けないという、まことに情ない実情であります。従つて、われわれが今後に期待するところは、形の上の農村民主化というものは一応済んだといつたとしても、真に日本の農民が望んでおるところの、いかにして農村を振興せしめ、食糧の国内自給体制を達成するか、農業経営の合理化と科学化、農業技術の改良とその普及化をどのやうにして促進するか、しかして究極の理想とするところの農民の地位の向上、すなわちその勤勉と努力にふさわしいところの生活と文化の向上が考えられなければならない段階であると思つてあります。すなわち、このことこそ農地改革の真の目的であり、そしてまたその有終の美を飾るゆえんであります。私は、六百萬耕作農民が、おそろしくそのことを心から望んでおると思つてあります。

政府提案にかかるところの農業委員会法案の目的とするところは、これらの点を十分考慮し、農地委員会及び農業調整委員会並びに農業改良委員会のそれら各々を發展的に解消し、農業全般にわたつてこれが向上發展をはかるべき代表機關として設けられることになりましたことは衷心より慶賀にたえないところであります。農地改革の途上における多少のトラブルなどは一切

水に流し、すべての農民が、共同の使命と、そしてまた共同の目的に向つて協力一致、他のあらゆる産業に伍して堂々の發展を切にこいねがう次第であります。(拍手)

政府案には、委員の選任にあたり特に小作階層の立場を公平に主張せしめるやうな配慮のもとに、階層別選挙によつて小作階層から三分の一を選ぶことになつておつたのであります。現在の小作も數的に見るならば、先ほどの委員長の報告にもありましたごとく、わずかに六・二%にすぎない。しかも農地改革はすでに一応所期の目的を果し得たのであります。がゆえに、あえて今日におきましては、小作制度というものの、小作階層というものにこだわらなければならないと思つてあります。むしろ健全なる農村の姿という点から申しますならば、農民全体が手をとり、お互いが助け合つて行く、その大乗的立場からものを考えなければならぬ段階であると思つてあります。この点におきまして、むしろ小作階層を残すということは、かえつて全体の調和をそなうおそれすらある、私どもはさよりに考へておるのであります。よつてわが党は、民主党和種々御相談の上、階層別の選挙方法を除いたのであります。すなわち、農業委員会は決して農地委員会の延長的存在ではないのであります。過渡的業務として農地に關する諸問題も当然に關係は持ちます

が、そのあるべき姿、ほんとうの主体性というものは、むしろ農業経営の合理化、農業技術の向上等の、真に建設的な委員会たらしめなければならぬ、かように考えておるのであります。

われ／＼は、この委員会にきわめて重大なる関心と、かつ期待を持つておるのであります。日本農業の進歩と発展を心から望んでおる次第であります。遺憾ながら予算的措置におきましては少しく貧弱であります。今日計上されておる予算だけから見ますれば、どうも思うように仕事のできないことは、先ほど八百板君の言つた、羊頭を掲げて狗肉を売るといふ言葉も、あえてうそではないのであります。その点は、きわめて近い機会において政府は予算の増額に対して善処するであらうことを、私は政府與党といたしましてこれを確信し、ここにこの問題に関して賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(林環治君) 横田基太郎君。
〔横田基太郎君登壇〕
○横田基太郎君 政府の本案提案理由に盛り込まれた内容のごとき日本農村の現態であるならば、われ／＼は、日本農村にいかような政府の手盛り委員がつくられようとも、一向に苦情は言われぬ。しかし日本農村の現態は、農民とその一家と、日本の繁栄のために農業を営んでいるのではない。戦時政策が残して行つた供出政策のつじつまを合

せるために、どろの中にたたき込まれ、前世代的な徴役労働のもと、乏しいやりくりのために人生を消耗しているのではありません。地球上で最もよく働く日本の農民が、一家をあげての労働と、政府が指示する農産物の処理だけでは生活できない。安い賃金を求めて娘やむすこを工場に出かせぎに出すか、はなはだしいところでは身売りをさせる。暗黒街の特殊飲食店への身売りに子女の人的供給源は農村である。やつてはならないことをやることによつて農家経営の赤字が補われているのであります。これが政府御自慢の三百万戸の自作農家創設の現態なのであります。

配給と統制の時代に、政府には届けられない、やみのやりくりのための農産物を残すことにおいて、農業再生産がやつと持続されている。ここに農村ボスが残り、農民の名による各種委員会を農民のために働かず、收穫の中に自己を保存するための世渡り上手な手合いが多くなるさばり、日本の農業生産力向上阻害の根源がここに残つておるのであります。平和と自由な正常経済のもとには成り立たず、動乱と混乱、原子兵器の生産異常で世界が不安におのき、主食消費者が低賃金に拘束され、強権のもと、食を求めて配給と統制下にリユックサツクを背負つてあがき、町の人々が困る。人間としては好ましくない世相のもとでしか経営の成

り立たないように仕組まれているのが日本の農業政策であります。最もよく働き、耕しつくる者が、勤労の喜びの中に、実るものよりよき成果のためのかくふうと努力と研究に精進できない。やみ屋のおつさんにならない限り一家の経営は背負つて行けない農業事情のもとに、日本の農村の民主化なんかできるわけがない。

この議会で農業経営合理化のために農家の有畜化が論議されているとき、皮肉にも関東方面で農耕馬が不足し、やつとの思いで秋田で大きくなつた農馬が、金詰まりの農家は背に腹はかえられませんが、五月の青草季節まで飼ひ切れませんと、二才駒で一万円から二万円の安値でたたく売られておるのであります。農家経営の足しにならず、負担になつておる。米軍占領下の議会で農村論議が、農民にそつぽを向かれておるのであります。農家へ飼料をの戸も、飼料の暴騰で、卵を産む前の若鶏は売られ、農民の豚は太らずに犬のようにやせ、持ち切れぬ農家の売肉はどん／＼投げ売りされて、値下げされておるにもかかわらず、町では重税のため一向に安くならず、町の働く人の口には入らないのであります。

農村の生産物を正常に操作させず、不当に中間搾取を許し、日本農業の弱体化をはかつて行くやつは一体だれなんだ。農村に對し必要以上の強権的支配を重ねている占領下の政權ではな

いか。農業政策への行き詰まりは目を追つて深まつて行きます。供米の頭打ち、農協の行き詰まり、解放農地の差押えや、やみ売り、農家にのみ必要な肥料が糸へん、金へんの金もつけの對象になつて、一袋百六十円の石炭要素が伊藤忠に買われて、四百円で農家に売り拂われ、強欲な伊藤忠の金庫を太らせておるのであつて、農業生産の阻害になつておるのであります。

日本天皇制政權下、当時の侵略的、人的根源は農村の窮乏にありといわれたその農村は再び窮乏の中に沈み、その苦しみの中に、これを逆用する支配者の意のままに、——戦争兵器、戦略物資生産のための加工貿易を仰せつかり、英国にさえ非難される低賃金労働者と、武器持つ警察予備隊の人的給源地になつておるのであります。

自由党は申します。廣川農相で予算がふえた、今後三箇年かかつて開墾十五万一千町歩といはつておりますが、その口の下で、昭和二十一年から二十三年まで平均して、田畑を合して約四万町歩が墾陸に帰しているのが事実であります。興農で一割増産、食糧自給度向上をいう日本の農地委員会のあるところの農村では、金をかけた開墾地が、やつと米表が笑ふようになったと思ふところ、外国の飛行機がおりて来るのであります。田畑は米表をつくるものであつて、飛行機を笑らせるところ

ではない。一方で荒れ地開墾の名のもとに国民の重税を浪費しつゝ、一方で四分の一の、よく笑る美田、良田をつぶして行く。そうして人力と全力とを浪費して行く。むだな戦争準備のため、米国人好みの政治支配をやめてしまへ。

今までも政府は、食糧法第八條を、日本の農民のために法として運用しなかつた。——の利得のために運用して来た。ジーブによつて供米が集められるとき、食糧法第八條は無効であつたのだ。日本人によつて選挙された、日本人の構成する議会でつくつた法が、日本権益の保護にならぬ。いつまでわれ／＼を占領下の二重政權のもとに——するの。

戦後政權は、農地改革をやれといわれてやつただけで、その実相は、紙の上で地主の名を小作人の名に書きかえただけだ。民主主義下の農村のあり方なんて考える能力を持つていないのが自由党だ。小作料のかわりに重い公租公課、農家への工業製品の高い価格での売込み、安い値段での農産物の收穫、家計費の圧迫等、都市失業者の農村への押しつけ、依然として農村は搾取の対象だけにしかなくなつておらないのであります。農地解放の結果として、ゆたかな経済力の裏づけによる農業経営の合理化も、生産の飛躍的増強もありはしない。逆に国内水田の荒廃は、無計画な土地の酷使がたたつて、

ではない。一方で荒れ地開墾の名のもとに国民の重税を浪費しつゝ、一方で四分の一の、よく笑る美田、良田をつぶして行く。そうして人力と全力とを浪費して行く。むだな戦争準備のため、米国人好みの政治支配をやめてしまへ。

老朽化水田、秋落ち、あるいは低位生産地等、全国水田面積三百万町歩の三〇%以上上つているのであります。

政府の説明、答弁中に、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を促進し、農民の地位の向上を云々、制度上の自主性が重視され、上からの農業政策を下からの農業政策に切りかえるのだ、農民の意欲や希望と一致するのだ、民主的な組織を農村につくるのだ、こういうようなことを言つておられますが、こんなことは、もつともらしいものであつて、これらはみな、廣川農相が唱へ続けて来た、から余仏の値打以外の何ものでもないものであります。(拍手) 共産党の非合法化だなんて、日本の難解な農業問題を真剣に考へ、これと真正面から取組む氣力を失つた廣川農相の、でたらめな發言であります。農業問題へのふまじめさは、やがて世界の現状、日本の地理的政治経済のあり方よりして、廣川農相が共産党非合法化問題でなめた苦杯よりもつとひどいしうちを、保守政治家廣川氏と、その率いる政治勢力に與えるであります。

日本の政治家は、日本の國富を軍艦長門や武蔵につぎこみ、太平洋のまつただ中にたたき込んでしまつた。このむだな、と根性が、まだ残つておるのであります。こういうような根性を捨てて、農村にうんと金を出せ。つくつて、飼つて損にならぬところの農業に

切りかえよ。そうでない限り、生産意欲は起りはしない。その農業こそが、日本國民のために、町と村に、よき米と麦と肉と乳と卵を保證するのであります。農民の利害得失のはつきり表明できる、日本経済の一環を背負う農民の委員会が生れるのであります。

政治は、この逆を行つてゐる。池田蔵相は、所得の多い者は米を食へ、肉を食へ、所得の少ない者は麦を食へ、いわしを食へ、と言つておる。廣川農相は、農家労働は安くなつたと言つておる。政府の農政担当者は、農民のふところぐあいがよくなれば百姓が米を食ひ、農民が貧乏すれば、米を出して、麦やいもや大根を食うのだ、こう言つておるのであります。これでは、まるで米をつくる農民に、政治的作用で、労働に報いず、逆に貧乏させて、農民に、おいしい米を出して、まずい麦を食らえと言つてゐるのと同じことであり、池田蔵相の、所得の少ない者麦を食への内容の具体化は、日本農民に與えた回答であり侮辱であります。こんな心構への政權であるがゆえに、月に十数回、二合七勺の配給を求める町の人々に對して、米の不足分を石を食わすのだ。責任を感じて、まず石はよつて、自由党、食糧庁の役人がまつ先に食うべきなんだ。そうして外米の宣伝をしたまへ。こんな政治家の集まりであるならばこそ、日本の国土と人民に自信が持てず、いつまでたつて

も長く自立を妨げ、日本を植民地化するようなアメリカの援助が必要なんだから。

アメリカが援助物資だといふものは、日本でせいたくいな暮しをしてゐるだけかを得せしめたであらうが、個人の農民も労働者も、びた一文も借り貸しはない。援助だ援助だと、いつまでも——にされ、——られ

ては、ありがた迷惑だ。ついでに言つておくが、米國の対日援助は二十億五千万ドルと言つておるけれども、外国軍隊のために日本國民が負担した終戦処理費は、われ／＼の計算によると三十億ドル以上になつてゐる。

自由党の大巨頭も、もつと日本の政治のあり方に内省を深めよ。安い買金と低米価で働く人々に十分な支拂いをしてないから国内市場は太らず、従つて貿易の自主性は確立されないのだ。日本の地理的環境や國情を無視した、米國資本主義本位の日本資本主義の再建のあがきをやつてゐるから、日本の政治的、経済的自主性を失ひ、援助の中に戦争を招くのだ。小麦の自給國であつた——が、小麦の輸入を仰がねばならない國になつてしまつた。

石五千五百二十九円で供出させられ、そうしてこれが一キロ五百十五円で配給されている。ところが、一石八千円から一万円で買付された、石のまじつた高い外米が、値打がないから、十キロ四百六十五円の、内地米より約一割安い値段で配給されているのが実態なんです。外人のようけを、本年は二百二十五億の補給金を出して日本國民が負担している。この無理を隠すために最後の供出制度の持統があるのだ。

この間違つた政府の農村政策のお手伝いをさせられるための下請機關が農業委員会なんだ。こんな間違つた考えの人々がつくつた法案並びに関連法案には、日本共産党は絶対に賛成できません。反対であります。(拍手)

議長(林義朗君) 金子與重郎君。
金子與重郎君 僕は、ここに上程された農業委員会法案、農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案並びに農業委員会法案修正案に對しまして、國民民主党を代表して、強い要望を付して賛成いたすものであります。(拍手)

本法案の第一條には、この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に資與するたため、都道府県及び市町村に農民の代表機關として農業委員会を設け、その所掌事務の範圍及び組織を定めることを目的とする。「、こういうふう

習いてあるのであります。農業委員会に關する組織法であります。わが國の農業の生産力の発展及び農業経営の合理化を促進して農民の地位の向上をはかることは、單に農民のためのみでなく、敗戦後の國家再建のために緊急の計と信ずるのであります。そのためには、政府は常にしわ寄せされつある農政について強力な施策を講ずべきことはもちろんであります。農民ないし農村におきましても、これを受入れ、自主的に活動し得る態勢を備えなければ、その目的を達成することは至難であると信ずるのであります。

その意味におきまして、本法案は、農村の現況に照して時宜に適した法律と想うのであります。

しかし、この見地から第七條の所掌事務の点を見ますと、執行機關として自作農の創設維持、農地の利用關係の調整、土地の改良、交換分合に關する勸解等を処理するほかに、食糧管理の専事、すなわち食糧供出の事務にも携わり、その上請機關として農地の開発、改良、保全その他土地の生産條件の整備、農業技術の改良、その他農業生産に關する事項、農産物の加工処理、こうした盛りだくさんの、すなわち従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会、この三委員会の全部の仕事の分量以上の仕事を期待しておるのであります。これに引きかえて、その予算を見ますと、前年度に

三三七

官報号外 昭和二十六年三月二十一日 衆議院會議録第二十二号 農業委員会法案外一件

おける農地、農調兩委員会の経費より
もはかるに少く、十八億円にすぎない
のであります。この予算を一市町村農
業委員会に当てはめてみまするとい
うと、委員手当が三万二千四百円、書記手
当が十万五千四百十二円、旅費四千三
百二十円、事務費が九千円という、きわ
めて微々たるものであるであります。
政府は、農地委員会の仕事である農地
改革、自作農創設の事業がほとんど完
成をみた、従つてこの事業分金が減少
せるため減額したのであると説明して
おるのでありますが、この点は、私は
まったく納得しかねるところなのであ
ります。なぜならば、なるほど三百万を
越える自作農家が創設されたことは事
実であります。いまだ地方によつ
ては相当減されたものもありますのみ
ならず、農地管理をおろそかにいたし
ますならば、最近各地にめぐりつづあ
りますところの農地のやみ売買、ない
しは貸付地のやみ小作料等が行われま
して、歴史的な農地解放が再び逆行す
ることも注意しなければならぬので
あります。また今後農業経営の合理
化、ことに耕作方法の改善のために
は、土地の交換分合は喫緊の重要課題
であります。これらを考慮するとき、
その仕事、事業分金は決して減少する
ものではないのであります。

次に食糧供出の事務について、政府
は、今後供出は米のみであり、その方
式が事前割当をかえて事後割当になる

ために非常に減少するというのであり
ますが、食糧法改正法案の内容を見る
と、麦類を除外すると言いつながら、第
三條に、政府は国民食糧を確保するた
め必要のある場合には政令をもつて
これを買上げるといふことをここに法
文化してありますのを見ましても、
食糧問題がそんな安易に考えられる
わが国の情勢でもなく、世界の情勢で
もないのであります。食糧供出を軽
視してはならないといふことを私ども
は深く考える次第であります。

以上、農地委員会、農業調整委員会
の事業だけを見ましても、本予算額で
は不足なのであります。この予算を
もつて本法を施行したならば、
農地解放の残務整理と供出事務で終始
してしまつて、本法の目的とはおよ
そ遠い結果となることは明らかであ
ります。わが国の農村は、終戦後にお
いて食糧の稀少なることが農民の現金收
入を増加し、農地解放により高額小作
料が解決し、インフレによつて宿年の
負債が返済され、一時は農村インフレ
の声を聞いたのであります。現在
においては、農産物価と農業必需物資
のシエールがはなはだしく増大いたし
まして、預金は借金にかわり、高い小
作料は間もなく高額の税金にかわり、
再び負債にあえぎ、しかも土地制度の
変革によりまして、農民唯一の財産で
あるところの土地は担保価値を失いま
して、その上過大な潜在失業者を加

え、このまま放置するならば、昭和初
年代の農業恐慌時代、あるいはそれ以
上の悪い状態に落ち込むことを予測さ
れるのであります。この際政府は、強
力に農業の振興策を實行すること、も
に、一方農村は自主的自立態勢を強化
しなければならぬと信ずるものであ
ります。この意味において私
は、政党政派の立場からではなく、
ほんとうに農村の立場から真剣に考え
ましたときに、この農業委員会による
なものを育成する必要がある。それに
は農業技術の改良はもちろぬ、農村の
総合計画を立てるため、どうしてもこ
れが専門の要員を各市町村に一名ずつ
置く必要がありまので、この点を強
く主張いたしましたところ、幸いにし
て自由党の委員諸君も熱心に協力され
まして、政府と折衝の結果、これが見
通しを得られました。この際農業
委員会が発足することが農村振興のた
めに好結果をもたらすことを信じまし
て、本案に賛成の意を表する次第であ
ります。(拍手)

次に本案の修正、すなわち階層別選
挙を廃して全層選挙に変更いたしまし
た点について賛成する理由を申し上げ
ます。本案に反対する意見といたしま
す。階層別をなくすることが、小作
者階級の発言を封じて、旧地主階級の
温存と、非民主的な封建制の復活をめ
ざすと言ひ、また地主階級の搾取云々
と言われるのでありますが、自作農創

設特別措置法、農地調整法、小作調停
法その他の法令によつて、そう簡単に
旧地主が復活するなどは考えられな
いのであります。
一体、内地において最大限三町歩く
らいの土地所有の地主が、現行小作料
と、これに対する税金を差引いた場合
に、これが搾取的階級の存在だとい
うようなことがいえるかどうか。(拍手)
かりに最大限三町歩を持つておつた
いたしても、これらの百姓は、當
營として四六時中家族が働き通さな
ければ食つて行かれないのであります。
これを資本家呼ばわりして、そうして
農村に軋轢を起すことは、決して村
くりのゆえんではないと私は信じま
す。(拍手) 戦後の解放が——法令の施
行の際にあたりまして、耕作面積の大
きかつた者が大きな自作農になり、地
主または小作者とともに、当時出征そ
他やむを得ない事情があつたといつた
ましても、その時期に耕作面積の少
かつた者は自作農になれず、個々の農
家の努力のいかんや、そうした個人の力
によつて現在の自作農の形がとられた
のではなくて、この点等におきまして
も相当多くの矛盾を持つのでありま
す。しかしながら、これらの点はさて
おきまして、ただその農地面積を均一
化するといふことだけで、一体農村が
救われるか。かりに現在の全国の農村
に、平均七反歩何がしの土地を均等に
割つたと仮定するならば、全国の農民

が農業を主体として経営はできなくな
るのであります。
もう一つの問題の点は、森林所有地
主の問題であります。なるほど今度の
土地解放におきまして、森林所有者は
依然としてその資力を継続されてお
るということがいわれるのであります
が、しかしながら山林解放につきま
しては、農業の適地は別といたしまし
て、ただ分配の意識だけで強行行き過
ぎますといふと、せつかくの解放地が
再び開墾いたしました後に荒地にか
わるといふふうな行き過ぎを厳に戒め
なければならぬのであります。農業、
ことに水田耕作、工業的に水力電気の
問題を考へても、日本の山林が治水上
に重要な立場にあるかといふこと
を考へるならば、私はこの問題は、單
に山をよこせといふような立場でな
く、むしろこの山林については今後森
林法等の法令を強化いたしまして、個
人の所有権によつて自己本位に山林の
運営をなした者を制約いたしまして、
そうして山の公的な性格を強めて、國
家百年の計をあやまたない計画を立て
るべきだと信ずるのであります。(拍
手)

私は必ずしも階層別選挙に対して、
まったく有害無益だとは申しませ
んが、ここに慎重な考慮を拂わなければ
ならないことは、階層意識を強く持つ
ことが、はたして町村の振興計画を樹
立する上にどれだけ役立つか、ことに

農地委員会の選挙が政党と結びついた
がごとき事実は、何人でも否定できな
いと思つております。私は、農村自
治あるいは農村団体において、政党的
な派閥、階級的な派閥が勢力に活発で、
そのためによい村ができたというよ
うな事例は、かつて一つも見たことが
ないのであります。(拍手)あるいはそ
う言いますと、やれ封建的だ、やれ非
民主的だというふうには、りくつをこね
る人があるといつたとしても、私は、
あくまでも現段階における日本の農業
の振興は村づくりであり、村づくりは
村の人たちの総協力であらねばならな
いものと、かたく信するのでありま
す。

以上、階層別の利害両者を考慮に入
れて、結論として修正案に賛成したも
のであります。(拍手)
最後に政府は、本法案第一條の目的
達成のために予算的処置に完璧を期す
るとともに、法律施行上細心の考慮を
拂つて、農村振興に役立たせられんこ
とを強く要望いたしましたして、私の討論
を終ります。(拍手)

○議長(林譲治君) これにて討論は終
局いたしました。
両案を一括して採決いたします。両
案の委員長の報告はいずれも修正であ
ります。両案を委員長の報告の通り決
するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて

両案とも委員長報告の通り決しまし
た。(拍手)

第三 臨時物資需給調整法の一部 を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林譲治君) 日程第三、臨時物
資需給調整法の一部を改正する法律案
を議題といたします。委員長の報告を
求めます。経済安定委員長岡司安正
君。

臨時物資需給調整法の一部を改正
する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改
正する法律

臨時物資需給調整法(昭和二十一
年法律第三十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一條第一項第一号中「物資」を
「供給の特に不足する物資」に改め、
同項第三号を次のように改め、同項
第四号を削る。

三 経済安定本部総裁が定める方
策に基づく供給の特に不足する物
資の生産(加工及び修理を含
む。以下同じ)、譲渡若しくは
引渡又はこれらの行為の制限若
しくは禁止

同條第二項中「前項第三号に掲げ
る物資の生産、出荷若しくは輸送若
しくは工事の施行又は第四号に掲げ
る事項に関する命令」を「前項第三号
に掲げる物資の生産、譲渡又は引渡
の命令」に改める。

第二條を次のように改める。

第二條 経済安定本部に、物資需給
調整審議会(以下「審議会」とい
う。)を置く。

審議会は、経済安定本部総裁の
諮問に依り、経済安定本部総裁が
前條の規定により定める方策に関
して審議し、その結果を経済安定
本部総裁に報告する。

審議会は、特に必要がある場合
においては、前項に規定する事項
に関して、経済安定本部総裁に建
議することができる。

審議会の組織、所掌事務及び運
営に關し必要な事項は、政令で定
める。

第三條第一項中「第一條の規定の
適用に關して」を「経済安定本部総裁
が定める方策に基づき」に改める。

第七條第一項中「第一條第一項第
四号の規定により物資若しくは設備
の譲渡、引渡若しくは貸與に關しな
された命令を」第一條第一項第三号
の規定による物資の譲渡又は引渡の
命令に、「物資若しくは設備に關す
る報告を」物資に關する報告に、
「その違反行為に係る物資又は設備」
を「その違反行為に係る物資」に、
「その物資又は設備を取得した場合」
を「その物資を取得した場合」に改
め、同條第二項中「物資又は設備」を
「物資」に改める。

附則第二項中「昭和二十六年四月

一日」を昭和二十七年四月一日に
改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。
2 経済安定本部設置法(昭和二十
四年法律第六十四号)の一部を
次のように改正する。

第十五條第一項の表中

資源調査会	重要資源の総合的な利用に關し、調査 審議し、総裁に対し、必要な報告及び 勧告を行うこと。
物資需給調 整審議会	臨時物資需給調整法の規定により、総 裁に対し、必要な報告及び建議をする こと。

重要資源の総合的な利用に關し、調査
審議し、総裁に対し、必要な報告及び
勧告を行うこと。

に改める。

臨時物資需給調整法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に關する報告
書
〔最終号の附録に掲載〕

〔岡司安正君登壇〕

○岡司安正君 たいいま議題になりま
した臨時物資需給調整法の一部を改正
する法律案について、委員会における
審議の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

本案は、現下の内外経済情勢の推移
に対処するために臨時物資需給調整法
の一部を改正せんとするものでありま
して、第一に、本法の有効期間をさら
に一年間延長せんとするものでありま
す。最近まで多くの物資について逐次
統制が緩和されましたが、なお現在本

法に基いて生産資材二十五品目、消費
物資八項目の配給統制が残存してお
るのであります。これらの物資には、
今にわかに統制の廃止を行うことの困
難なものも相当あるのみならず、刻下
の変転する国際情勢から見まして、今
後の物資の需給事情に変化を生ずるこ
とも予想せざるを得ないので、この際
経済の安定確保のため、今年四月一日
に失効する本法の効力をなお一年間延
長しようというのであります。

第二は、物資需給調整審議会を設
置せんとするものであります。これは本
法適用の従来の経験にかんがみまして
広く民間の学識経験者の意見を求める
必要がありまますので、経済安定本部の
諮問機関として物資需給調整審議会を

設置し、本法の民主的な運営に資しようとするものである。

第三は、本法に基く主務大臣の権限を縮小せんとするものであります。すなわち、産業の振興回復に伴い不必要となつた主務大臣の命令権限の範囲を可及的に縮小いたしまして、本法の円滑なる運用をはからうというのであります。

次に本法の内容について申し上げます。すなわち、まず第一條第一号中「物資」とあるを「供給の特に不足する物資」に改めて、主務大臣の命令権を法文上明確に限定したのであります。同項第二号の「出荷」という概念は法律上明確を欠くので、これを「譲渡若しくは引渡」と改めて、同号の「出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行の制限若しくは禁止」とあるを「譲渡若しくは引渡又はこれらの行為の制限若しくは禁止」と改め、同項第四号を削除いたしましたのであります。

第二條は、これを改めて、本法運用の基本的方針に関する経済安定本部總裁の諮問機関たる物資供給調整審議会の設置規定としたのであります。この審議会は、経済安定本部總裁が前條の規定により定める方針、すなわち物資供給調整の基本方針、その方法、態様等の一般事項に関して審議報告するとともに、特に必要がある場合には経済安定本部總裁に建議することができることとしたのであります。

第三條第一項の「第一條の規定の適用に關して」という規定は狭きに失するおそれがありますので、この規定を削除し、新たに「経済安定本部總裁の定める方針に基き」という規定を加えたのであります。

第七條は、第一條及び第三條の改正に伴い條文整理を行いました。第一條第一項第四号の遊休設備に関する主務大臣の命令権の削除に伴い、設備の没収及びその価額の追徴の規定を削除したのであります。

最後に、附則第二項中「昭和二十六年四月一日」とあるを昭和二十七年四月一日に改めまして、本法の有効期間を二年間延長いたしましたのであります。

本案につきましては、去る十五日提案理由の説明を聴取し、引続き十七日及び十九日に審議をいたしました。委員会においては、物資の統制が重要問題でありますので特に審議の慎重を期し、資料の要求をいたし、熱心なる質疑が行われました。ことに今後の国際情勢に伴う統制の可否について詳細なる質疑応答がありました。その二、三を申し上げますれば、独占禁止法及び事業者団体法のために自主的統制が実施しがたいのではないかとこの質問に対して、政府は、そのために、やむなく従来の官庁統制を一応残すとして、これを最小限度にとどめて、内容的に自主的統制を実施する考えであります。

り、たとえは運賃プール制のごときも、全国は政府において特別会計でこれを行い、地方は各組合で行うことにいたしましたことであるとの答弁がありました。また登録制については廃止したい旨の答弁がありました。

さらに物資供給調整審議会については、諮問機関であるために民間意見の徹底にはお足りない点があり、委員の人員とその運用に適正を欠くならば、かえつて弊害のおそれがないかとの質問に対して、政府は、人選等については弊害を生じないよう、きわめて慎重に行い、民間意見を尊重して本法の民主的運営に資するよう十分に注意する旨の答弁がありました。

かくて、昨十九日討論に入りました。幸本委員は自由党を代表して、また森山委員は国民民主党を代表してそれぞれ賛成の意見を述べられました。次に採決に入りましたが、全員一致、原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。

○議長(林護治君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

第五 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林護治君) 日程第四、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案、日程第五、保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案、日程第六、企業再建整備法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長夏堀源三郎君。

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案
在外公館等借入金金の返済に關する法律案の提出その他の措置
第一條 政府は、在外公館等借入金(在外公館等借入金整理準備審査會法(昭和二十四年法律第七十三号)の規定により外務大臣が國の債務として承認した借入金をいふ。以下「借入金」といふ。)の返済を行うため、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法その他借入金金の返済に關し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、昭和二十六年度中に借入金金の返済を開始するため必要

な措置を講じなければならない。
(返済の方法の基準)
第二條 前條の法律案において、借入金金の返済の方法は、国民負担の公平の見地から、公正且つ妥当な基準に基いて定められなければならない。
(在外公館等借入金評価審査會)
第三條 大蔵省に在外公館等借入金評価審査會(以下「審査會」といふ。)を置く。
2 審査會は、大蔵大臣の諮問に應じ、第一條の法律案の準備に資するため必要な、借入金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議する。
第四條 審査會は、大蔵事務次官及び委員八人以上以内で組織する。
2 大蔵事務次官は、審査會の会長として会務を總理する。
3 委員は、外務省及び大蔵省の職員並びに学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。この場合において、外務省及び大蔵省の職員のうちから任命する委員の数は、三人以内としなければならない。
4 委員は、非常勤とする。
第五條 前二條に定めるものの外、審査會に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條に次の一号を加える。

資産再評価審議会
大蔵大臣の諮問に依りて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。

資産再評価審議会
大蔵大臣の諮問に依りて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。

在外公館等借入金
大蔵大臣の諮問に依りて、在外公館等借入金の返済に関する法律案の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議すること。

改める。

在外公館等借入金の返済の準備に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律

(保稅倉庫法の一部改正)

第一條 保稅倉庫法(明治三十年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條に次の一項を加える。
前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及關稅法第百一條ノ八ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル稅關官吏ノ數ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額

二十四 在外公館等借入金の返済の準備に關すること。
第十三條第一項の表中

大蔵大臣の諮問に依りて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。

大蔵大臣の諮問に依りて、在外公館等借入金の返済に関する法律案の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議すること。

ノ特許手数料ヲ納付スベシ第二十條を次のように改める。

第二十條 保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物が設置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税關ノ承認ヲ經テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外國貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十一條中「又ハ國債証券」を「國債証券又ハ税關長ノ確実ト認ムル社債」に改める。
第三十二條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。
第三十三條を次のように改める。

第三十二條中「二百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。
第三十三條を次のように改める。

第三十三條 法人ノ代表者又は法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第三十四條を削り、第三十四條ノ二中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第三十四條とし、第三十四條ノ三を第三十四條ノ二とする。

第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第三十四條とし、第三十四條ノ三を第三十四條ノ二とする。

(保稅工場法の一部改正)

第二條 保稅工場法(昭和二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八條に次の二項を加える。
前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及關稅法第百一條ノ八ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル稅關官吏ノ數ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ

税關長ハ加工貿易振興ノ為ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ特許手数料ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

第十二條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。
第十三條中「二百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第十四條を次のように改める。
第十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條を削り、第十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第十五條とし、第十七條を第十六條とする。

附則
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

企業再建整備法の一部を改正する法律案
企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第三條第一号ホ中「第二百九十一條第三項」を「第二百九十一條第四項」に改める。

第六條第一項第三号中「資本金額」を「会社が発行する株式の總數」に改め、同項第六号中「その会社の商号、目的、資本金額並びに本店及び支店の所在地」を「その会社について商法第六十六條第一項第一号乃至第八号に掲げる事項」に改め、同項第七号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行済株式の總數と同數以上の新株を発行する会社」に、

「その会社の商号、目的、資本金額、本店及び支店の所在地」を「その会社について商法第六十六條第一項第一号乃至第八号に掲げる事項」に改め、同項第二十号乃至第二十二号を次のように改める。

二十 会社が発行する株式の總數の増加及び新株の引受權に關する事項並びに第二十九條の第三項の規定による金銭を交付する場合におけるその金額の計算に關する事項又は第二十九條の四の規定による新株の引受權の讓渡に關する事項

第二十四條中「特別經理株式会社」の下に「(第四十一條第一項の規定による決定整備計画の履行を終り、特別經理株式会社でなくなつた者を含む。以上第二十五條、第二十六條、第二十九條の三第一項、第四十三條及び第五十三條において同じ。)」を加える。

第二十九條の二第二項中「商法第二十九條の二第二項中」を「商法第二十九條の二第二項中」に改める。

二百八十八條第一項及び第二百九十九條第三項を「商法第二百八十八條及び第二百九十九條第四項」に改める。

第二百九十九條の三第一項を次のように改める。

特別損失の額について株主又は会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者の負担額の計算をする特別経理株式会社の新株の発行に当り額面株式一株の金額をこえる価額を以て株式を発行する場合においては、決定整備計画の定めるところにより新株の引受権を有する当該特別経理株式会社株主又は債権者で新株の引受人とならないものは、当該特別経理株式会社に対して、その発行価額が額面株式一株の金額をこえる金額から株式の発行のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計画に定めるところにより計算した額の金銭の交付を請求することができる。但し、第二百九十九條の四の規定によりその新株の引受権を他に譲渡した場合においては、この限りでない。

同條第三項中「商法第二百八十八條第二項」を「商法第二百八十八條ノ二」に改め、同條第四項を削る。

第二百九十九條の四を次のように改める。
第二十九條の四 前條第一項の会社の新株の発行に当つては、決定整

備計画の定めるところにより新株の引受権を有する株主又は会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者は、その新株の引受権を他に譲渡することができる。

「第二十九條の五第一項中「第二」会社の設立又は資本増加の登記を、第二」会社の設立の登記又は新株発行による変更の登記」に改める。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 第六條第一項第二十号の規定により決定整備計画の定めるところにより行はれる特別経理株式会社の会社が発行する株式の総数の増加については、商法第三百四十七條第一項の規定は、これを適用しない。

第三十一條中「資本の増加」を「発行済株式の総数と同数以上の新株の発行」に、「第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條」を「第二百八十八條ノ八」に改める。

第三十四條第四項中「商法第二百二條第二項に規定する金額」を「二十四」に、「同法第二百二條第二項に規定する金額以上」を「二十四以上」に改め、同條第六項中「商法第二百二條第二項に規定する金額」を「二十四」に、「同法第二百二條第一項に規定する金額以上」を「二十四」に改め、同條第六項第一項中「商法第二百二條第一項」を「第六條第一項」に改める。

同條第六項の二 第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた会社は、第六條第一項第

四以上にせられない間」に改める。
第三十四條の五第二項中「商法第二百八十八條第一項」を「商法第二百八十八條」に、「同項」を「同條」に改める。

第三十四條の九第三項中「第九條第四項」を「第九條第五項」に、「地方税法による事業税に係るこれに相当する條例」を「地方税法第七百四十四條第十三項」に改める。

第三十五條の五中「商法第三百四十二條第一項」を「商法第三百七十五條第一項」に改める。
第四十一條第一項中「決定整備計画の全部の実行を終つたときは、」を「決定整備計画の全部（第六條第一項第七号中第二会社の株式の処分に関する事項及び同項第十五号に掲げる事項並びに過度経済力集中排除法第三條の規定により指定された会社以外の会社で決定整備計画の定めるところにより解散したものについて特別管理人の全部の同意があつた場合における第六條第一項第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）の実行を終つたときは、」に改める。

第四十二條第一項中「実行を終つた日」を「決定整備計画の実行を終つた日」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十二條の二 第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた会社は、第六條第一項第

七号中第二会社の株式の処分に関する事項及び同項第十五号に掲げる事項については、その特別経理株式会社でなくなつた後においても、第二会社の株式の処分方法の変更で命令で定めるものを除き、決定整備計画の定めるところに従い、これを実行しなければならぬ。

第四十三條中「取得」を「所有」に改め、「又は当該株式の議決権の行使を命令の定める者に委任すべきこと」の下に「若しくは当該株式の議決権の行使につき主務大臣の承認を受くべきこと」を加える。

第四十五條第一項中「、第四十三條の規定による命令」を削る。

第四十七條の二第一項及び第三項中「決定整備計画の全部の実行を終る日」を「第四十一條第一項の規定による決定による決定整備計画の実行を終る日」に改める。

第四十九條第三項を次のように改める。
前項の規定による当該官吏が臨検検査する場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第二項の臨検検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五十四條の二第二項中「第四十一條」の下に「第四十二條の二」を加える。

第五十六條第四号を同條第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十二條の二（第五十四條の二）において準用する場合を含む。の規定に違反した者

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七條）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

2 この法律施行前に整備計画の認可を受けた特別経理株式会社の決定整備計画に定める事項の実行については、第六條、第二十九條の三及び第二十九條の四の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、決定整備計画に定める事項を改正後のこれらの規定に従つたものとするため、当該特別経理株式会社の特別管理人が企業再建整備法第二十條第一項の規定により決定整備計画の変更の認可を申請することを妨げない。

3 前項の特別経理株式会社の決定整備計画に定める事項のうち第二」会社の設立、合併及び資本の増加については、商法の一部を改正する法律施行後も、なお同法による改正前の商法の規定を適用する。

但し、商法の一部を改正する法律

施行後にする当該第二会社の設立

の登記、合併による変更又は設立

の登記及び資本増加の登記につい

ては、商法の一部を改正する法律

施行法(昭和二十六年法律第 号)

第五條但書、第三十九條第一項但

書及び第四十四條第一項但書の規

定の適用があるものとする。

4 前項に規定する合併の場合にお

いて、合併の相手方である株式会

社が商法の一部を改正する法律施

行後に合併契約書承認の決議をす

るときは、当該会社については、同

項の規定にかかわらず、同法によ

る改正後の商法第四百八條ノ二の

規定を適用する。

5 会社経理応急措置法(昭和二十

一年法律第七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五條第二項中「増加若しく

は」を削る。

企業再建整備法の一部を改正する

法律案

右の内閣提出案は本院において可決

した。よつて国会法第八十三條によ

〔最終号の附録に掲載〕

〔夏堀源三郎君登壇〕

○夏堀源三郎君 たいま議題となり

ました在外公館等借入金金の返済の準備

に関する法律案外二法律案について、

大蔵委員会における審議の経過並びに

結果を御報告申し上げます。

まず在外公館等借入金金の返済の準備

に関する法律案におきましては、政府

は在外公館等借入金金の返済を昭和二十

六年度中に開始することとしたし

て、返済に必要事項を定める

法律案を、この法律施行後最初に召集

される国会に提出し、返済に必要な諸

般の措置を講ずることとするとも

に、右の返済に関する法律案に織り込

むべき事項のうち最も重要であり、ま

た困難な問題であるところの借入金

を表示する現地通貨の評価について、特

に諮問機関を設置して評価に関する事

項を調査審議させることとしたさうと

するものであります。

この法案は、三月九日、本委員会に

付託され、同十二日政府委員より提案

理由の説明を聴取し、同日より同十四

日及び十五日の三日間にわたつて質疑

に、私設保税倉庫の保管貨物の輸入税

について、災害によつて滅失した貨物

または税関長の承認を経て滅却せられ

た貨物に関しては保税倉庫業者の責任

を免除するとともに、保税倉庫業者が

供託する保管貨物の輸入税の担保の種

類を、従来の金銭または国債証券のほ

か、税関長の確実と認める社債にまで

拡張することとしたし、第二に、保税

倉庫及び保税工場の特許手数料の徴収

に関する根拠を法律に規定するととも

に、加工貿易振興のため特に必要があ

るときは特許手数料を低減または免除

できることとしたし、第三に、罰則の

規定を整備して、これらの制度に伴う

違反行為の取締りの確実をはかること

としたさうとするものであります。

この法案は、三月十三日、本委員会

に付託され、同十四日政府委員より提

案理由の説明を聴取し、同十七日質疑

を行つたのであります。

以上の二法律案につきましては、三

月十九日、これらを一括して討論採決

に入りましたところ、竹村委員は共産

党を代表して、在外公館等借入金金の返

済の準備に関する法律案に対して反対

化等によりまして、資本の増加、第二

会社株式の処分、資産の処分等が予定

通り行えないため、いまだ整備計画の

実行が完了していないものが少くない

状態にかんがみまして、この際特別経

理会社の解除の条件を緩和し、整備計

画のすみやかな実行完了を期すると

もに、商法の一部改正法施行に伴う規

定の整備を行うため、第一に資本の増

加に關しましては、今回商法の改正に

よつて授權資本制度が採用されること

になりますのに伴い、授權資本の増加

をもつて整備計画の増資と認めること

としたし、第二に第二会社株式の処分

に關しましては、整備計画中の他の事

項の実行が完了すれば、第二会社株式

の処分が終つていないでも特別経理会

社から解除することとしたのであり

ますが、解除後におきましても第二会社

株式を処分することは従来通りとする

とともに、旧会社の第二会社に対する

独占的支配を防止するため、旧会社の第

二会社の株式について有する議決権の

行使については主務大臣の監督を受け

ることとしたし、第三に旧勘定等の資産

の処分に関しましては、解散した特別経

を行う等、所要の改正を行たうとする

ものであります。

この法案は、三月十二日、本委員会

に予備付託せられ、同十四日政府委員

より提案理由の説明を聴取し、同十五

日質疑を行つたのであります。その

詳細に關しては速記録に譲ることとい

たします。

次いで同十六日、本付託となり、同

十九日、討論を省略の上採決いたしま

したところ、起立多数をもつて原案の

通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 三案を一括して採

決いたします。三案の委員長の報告は

いづれも可決であります。三案を委員

長の報告の通り決するに賛成の諸君の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて

三案とも委員長報告の通り可決いたし

ました。(拍手)

電信電話料金法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわち、内閣

提出電信電話料金法の一部を改正する

法律案を議題となし、この際委員長の

報告を求め、その審議を進められんこ

とを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

三三三

官報号外 昭和二十六年三月二十一日

衆議院会議録第二十二号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

衆議院議長 林義治君

衆議院議長 佐藤 尚武

企業再建整備法の一部を改正する法

律案(内閣提出、参議院送付)に關す

る報告書

昭和二十六年三月十六日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治君

企業再建整備法の一部を改正する法

律案(内閣提出、参議院送付)に關す

る報告書

昭和二十六年三月十六日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治君

企業再建整備法の一部を改正する法

律案(内閣提出、参議院送付)に關す

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。 電信電話料金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事高塩三郎君。

電信電話料金法の一部を改正する法律案

法律

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表二 電話に関する料金、第一類 加入電話に関する料金、第六類 装置料中「千五百円」を「四百円」に、「七百円」を「千五百円」に、「四百円」を「五百円」に改める。

同表、同類、第九 臨時電話に関する料金、一 装置料中「千二百円」を「二千二百円」に改める。

同表、第四類 専用電話に関する料金、第一 市内専用電話料、四 移転料中「四百二十円」を「千五百円」に、「六百円」を「四千円」に、「百八十円」を「千五百円」に、「二百四十円」を「五百円」に改める。

同表、同類、第一 市外専用電話料、一 市外線専用料中「日本放送協会」を「放送事業者」に、同三 端末設備料及び四 端末維持料中「新聞社、通信社及び日本放送協会」の短

期時間専用」を「時間専用」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔高塩三郎君登壇〕

○高塩三郎君 たいま議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、電信電話料金法の別表第二の電話に関する料金の一部に改正を加えようとするものでありまして、加入電話に関する料金と専用電話に関する料金の両類にわたつて、改訂しようとする料金の種別は二十数箇目に及んでいるのであります。

改正点について、その主要なものを申し上げます。第一は、加入電話の装置料及びこれと同性質の料金の引上げであります。すなわち、加入申込受理、電話機の構内移転、加入の所属変更、災害電話の復旧等の場合の装置料等を現行の千五百円から四千円に、電話機の構内移転等の場合については同じく七百円を千五百円に、増設電鈴、付属物品の構内移転等の場合については同じく四百円を五百円に引上げる等

の改訂を加えるものであります。その第二は、市外専用電話の専用料に関するものであります。すなわち市外線専用料は、現在新聞社、通信社及び日本放送協会等については、一般の専用料金に比べて、長期専用料では約七割四分方、短期専用料では約三割三分方それぞれ低額となつているのであります。この低額料金の適用範囲に新たに民間放送事業者の専用をも加えることとあります。なおこれに関連して、一般的に市外専用電話の時間専用の場合の端末設備料を廃止することとし、端末維持料の年額制を日額制に改めることとしております。

電気通信委員会におきましては、三月五日、本内閣提出法律案の付託を受けまして、三月十三日、三月十九日及び本日(三日)にわたつて委員会を開き、審議をいたしましたのであります。政府の説明によりますと、まず装置料等は、電話の新設または移転に要する労務費及び消耗品費等費として固定されるものに見合される料金であつて、工事の都度一時金として実費を回収すべきものであるが、現在の料金額は最近の実費に比べてははだしく低いので、これを実費まで引上げる必要があり、また市外専用電話の専用料については、近く業務開始を予想される民間放送事業者を日本放送協会の事業と同様に取扱ふこととして、適用する料金を同額にするというのであります。

委員会において各委員から行われした質疑のおもなるものといつたしましては、一、装置料と見合すべき所要経費について、最近の実費額及びその労務費と消耗品費との内訳並びにその調査の時期、二、資産再評価による減価償却費の増加と、この改訂による増収額との関係、三、この料金改訂と電話需給の不均衡改善との関係、四、電話料金について現在の未収額、その種別内訳及び未回収の原因等、多岐にわたつたのであります。質疑応答の詳細は会議録に載ることといたします。

かくいたしまして、委員会は三月十九日質疑を打ち切り、本日討論を行い、討論の際、日本社会党を代表して松井政吉君は、本議案のうち料金引上げに関するものは経済情勢の推移に照しやむを得ないものと認めるが、これに伴つてできる限り加入希望者の便益をはかること及び電話サービスの改善に一層の力を注ぐことの希望を付して賛成の意見を述べられたのであります。

次いで採決の結果、大多数をもつて、本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林護治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手) これにて議事日程は了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後三時十七分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 池田 勇人君
農林大臣 廣川 弘禪君
國務大臣 岡野 清蒙君
國務大臣 周東 英雄君

出席政府委員

- 内閣官房長官 岡崎 勝男君
大蔵政務次官 西川 甚五郎君
電気通信政務次官 加藤 隆太郎君

朗読を省略した報告

一、去る十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。公職選挙法の一部を改正する法律 厚生年金保険法特例 国立光明寮設置法の一部を改正する法律

一、昨十九日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。 昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書(その2) 昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書(その1) 昭和二十四年度日本國有鉄道を基に使用総調書 昭和二十四年度日本國有鉄道を基に使用総調書 昭和二十五年年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和二十五年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

(承諾を求めらる件)

一、昨十九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の旨を政府委員に任命することを承認した。

- 文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎
- 文部省大学学術局長 秋村敏雄
- 文部省大蔵省通商局長 榎本操六
- 学局化学肥料部長 榎本操六
- 建設技監 榎本操六
- 建設省河川局長 伊藤 大三

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、昨十九日議長において承認した榎本操六外二名(内藤馨三郎、秋村敏雄を除く)を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 川西 清君 松木 弘君
- 厚生委員 平野 三郎君 中川 俊恩君
- 農林委員 小淵 光平君 川西 清君
- 中垣 國男君 平野 三郎君
- 吉川 久衛君 坂口 主税君
- 黒澤富次郎君 田淵 光一君
- 中川 俊恩君 松木 弘君
- 河野 金昇君 福田 繁芳君
- 水産委員 田淵 光一君 小淵 光平君
- 通商産業委員 河野 金昇君 吉川 久衛君
- 運輸委員 黒澤富次郎君 中垣 國男君
- 建設委員 福田 繁芳君 坂口 主税君

たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

大蔵委員会 付託
競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出、衆議院第一五号)

農林委員会 付託
一、去る十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第二一九号)(予)

大蔵委員会 付託
一、去る十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

- 法務委員 川西 清君 松木 弘君
- 厚生委員 平野 三郎君 中川 俊恩君
- 農林委員 田淵 光一君 松木 弘君
- 黒澤富次郎君 中川 俊恩君
- 河野 金昇君 福田 繁芳君
- 中垣 國男君 小淵 光平君
- 平野 三郎君 川西 清君
- 吉川 久衛君 坂口 主税君
- 水産委員 田淵 光一君
- 小淵 光平君
- 通商産業委員 吉川 久衛君
- 河野 金昇君
- 運輸委員 中垣 國男君
- 建設委員 坂口 主税君 福田 繁芳君

昭和三十六年度に入学する児童に対する教科用図書給與に関する法律案

一、去る十七日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(参議院送付)

裁判所職員定員法案(内閣提出第六一号)(参議院送付)

以上三件 法務委員会 付託
一、去る十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

一、昨十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法案
一、昨十九日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(参議院送付)

裁判所職員定員法案(内閣提出第六一号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託
一、昨十九日内閣から地方税法の一部を改正する法律案の修正につき、本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十九日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
 漁業法等の一部を改正する法律案
 (永田節君提出)
 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出)
 一、昨十九日衆議院において、次の内閣提出案を承諾した旨の通知書を受領した。
 昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書(その2)
 昭和二十四年度特別会計予算総則第六條並びに第七條に基く使用総調書
 昭和二十四年度日本国有鉄(承諾を道予備費使用総調書
 昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)
 昭和二十五年度特別会計予備費総調書(その1)

衆議院會議録第二十二号中正誤

頁 段 行 課 正
 二六五 一 四 労働行政 労働行政
 二七〇 五 〇 一 は 一に
 二七九 三 末 三 更正法 更生法
 (欄外)

定価 一部 六円五十銭
 送料実費
 発行所 東京都新宿区市谷本村町
 電話 九段五三二 官報課
 印刷 庁